



611.92
52n

611.92
Ky9952n



V16

大正十三年十二月

農村事情に關する調査

第二輯

協調會農村課

611.92 Ky 9952 22



2
283606

序

我邦の農村に於て傳統の守らるゝこと強く、舊慣の保持せらるゝこと厚きは、保守的思想より云へば農村和平の要諦であり、又進歩的思想より觀れば社會進展上の障碍とも思はれるであらう。我邦の農村には種々の方面に於て改廢を要すべき事柄が餘りに多い。農業經營そのものに於ても亦地主と小作人との關係に於ても、一方に於て經濟、他方に於て思想と、此の兩方面の變動進歩に無關心なるものゝ多きほど、農村の事態は益々紛糾し行くのである。農村の平靜なることは現狀維持を意味する。現狀維持に進歩はない。又それが不平なきの結果によるものとは斷言出来ない。紛糾そのものは農村の住民にとつて或は有害無益のことかもしれないけれども、之れを社會制度の上より觀、又農村將來の趨嚮より稽ふる時は、反つて農村改善に對する一の重要な機楔をなす場合あることをも考へなければならぬ。

現在我邦の農村は著しく平靜を缺いて居る。農業が資本主義經濟の洗禮によつてその立脚點にまで動搖を來しつゝある點、又農村内部の問題として地主小作人間の關係が依然として舊態を持しつゝある點など、新しい時勢によつて投せられた石は何かしらの波紋を描かなくてはならぬ情勢に置かれてある。全國に瀰漫せる小作爭議の如きは單にその表はれの一に過ぎない。それ故農村に起りつゝある諸

種の事象は、或意味に於ては農村社會の進路に對する路標として、新時代の農村を彩りつゝあるものとも見ることが出來よう。農村問題の研究者は之等色々な現象を掴みその内容を索究することによつて、始めて農村趨嚮の一端を把握し得られるのである。

本篇掲ぐる所の「農業委員會制度」及び「共同作業と共同經營の實例」も、問題の多い農村に於て曲りなりにも生立たんと努力する幼兒である。それ自體の存在價值については種々の議論もあらう。又これを以て完全な制度施設と云ふことも出來ない。只それが現に存在するとの理由より、又兎にも角にも喧しい地主小作人の問題に直接間接に觸れて居るといふ點に於て、そのありの儘を見ることの徒爾ならざるを信じ、茲にその一端を紹介することとした。前者は囑託半澤耕貫君の手になり、後者は淺井榮清君の調査に係るもので、各地に於ける斯種の實況は漸次卷を追ふて調査の歩を進め、その至らざるを補ひたいと思つて居る。

大正十二年十二月十日

協調會農村課

小林鐵太郎識

目次

我國に於ける農業委員會制度

- 一、農業委員會制度の意義……………一
- 二、農業委員會の沿革と設立の動機……………三
- 三、農業委員會の母體の地理的分布と其構成地域……………一〇
- 四、農業委員會の組織内容……………二三
- 五、母體團體の目的と委員會の職能……………二七
- 六、其活動が農村諸方面に及ぼす影響……………三一
- 第一、小作爭議と農業委員會……………三一
- 第二、地主組合及び小作組合に及ぼす影響……………三四
- 七、結論……………三五
- 第一、持續性の要件……………三五
- 第二、短所とそれが改正要點……………三六
- 第三、發達の限度……………三九

共同作業及共同經營の實例

第一、共同作業

其一、鶴新田農業共同組織組合	三
一、概況	三
二、勞働賃銀と其支拂方法	三
(イ) 勞働賃銀	三
(ロ) 賃銀支拂方法	三
三、餘剩勞力の利用	三
四、農具の使用料金	三
五、肥料の共同購入	三
其二、吉田農業共同經營組合	五
一、概況	五
二、勞働賃銀	五
三、勞働時間と勞働調査	五

四、組合用費	五
--------	---

第二、共同經營

其一、諏訪原新田共榮組合	六
一、概況	六
二、利益分配方法	六
三、勞力の提供と勞働能率	六
四、勞働賃銀と出勤時間	六
其二、蘇東機械農場	七
一、經營の概況	七
二、勞働者雇入方法と賃銀	七
三、事業成績の概要	七
四、餘剩勞力の利用	七
其三、安城新田双葉土地利用組合	八
一、成因	八
二、組織の概要	八

三、組合の設備……………八五
四、勞力の提供と勞働賃銀……………九〇
五、出勤時間並に休養……………九三
六、常務員に對する手當……………九三
七、事業成績の概略……………九三

農業委員會制度

我邦に於ける農業委員會制度

現在我邦農村に散在する協調團體或はそれに隨伴する農業委員會制度は必ずしも農村の事態に適應した機關とは考へられぬ。寧ろその過渡的存在としての内容は將來何かしらの新しい意義に變らねばならぬものであると信ずるものがあるが、現に農業委員會制度が實在するといふ點より、又それが極めて輕微ながらも地主小作間の問題に觸れて居るといふ點に於て、公平な立場に於て、これに批評を加へて見たいと思ふ。

一 農業委員會制度の意義

こゝに農業委員會と稱ぶは、決して嚴密な意味の委員會に限定してゐるのではなく、一定數の委員より成る委員會の外に、或は一定數の評議員より組織される評議員會、或は一定數の協議員を以て組織する協議員會、其他此等に準ずるものをも合はせて、農業委員會なる統一的名稱の下に包括研究せんとするものである。

惟ふに、工場委員會、労働委員會は夫れ自體一の獨立なる機關として組織され、委員會としての獨自の活動と機能とを發揮するものであるが、此れに反し、農業委員會は農業委員會其ものとして獨自の存在を有つてゐるものは極めて稀であり、其の殆んど全部は、母體となるべき團體に屬する一個の機關として團體内部に設置せらるゝものである。それ故之れを實質上より觀れば、大部分は其母體團體の職能の中核を構成するものではあるが、又單にそれを形式的に見ると、農業委員會は母體團體の一施設

たるの地位を有するに過ぎない。而して母體を形成する團體としては、或は村農會、部落農會、又は産業組合法の規定に則つた組合がないでもないが、主なるものは任意組織による協調團體である。

即ち一定範圍の農村地域内に居住する地主、小作人の二階級、或は地主、小作者、自作農者の三階級より組織せらるゝ所謂農業協調團體中に、各階級別組合員に依り個々別々に選出せられる一定割合の代表者を以て構成される機能體を置き、これをして團體の主眼とする樞要なる事項に關與せしめて團體の目的を圓滿に達成しやうとする。此種のもものが普通最も多く存する農業委員會制の形式である。

尙此外に、從來より農村に設置されてゐた農會中に、新に或特定事項を審議する爲めに特に地主、自作農、小作者の三階級より選出された代表者を以て農業委員會を組織し、それを既存農會内に新設するやうなものもある。

仍て現今我國に存在する各種の農業委員會に就いて通有性と認むべき共通の構成分子を抽出して、農業委員會制度の意義を考へて見ると、次のやうに定めることが出来る。即ち農業委員會とは一定地域内住民の營む農業に關する諸事項或は其地方に於ける住民の共同生活上の諸問題をも包括取扱はしめる爲めに、同地方在住の地主及び小作人或は自作農の三階級の意味並に利害を代表する一定割合の各階級出身の代表者に依つて組織される機關であつて、多くは協調的團體の内部に設置されて其團體の中心を形作るの觀がある。要するに此制度の主眼とする處は農村の平和、農民の福利増進、更に進ん

ては地主、小作人間の利害の調和、兩者感情の融合等にあつて、此等の目的を公平且つ合理的に達成せんが爲めに、各階級の意見、不平の聲、或は利益を各階級出身の者に代表せしめ、それ等の代表者等が會合して互に意見の交換を行ひ、そこに幾分でも意思の疎通を得んためにつくらるゝ介在機關であると謂ふことが出来よう。農業委員會は一の介在機關であるといふ點に於て、恰も工業に於ける工場委員會と相通するの機能があるのではないかと思惟されるのである。但し委員會そのものが有する價值又は效果に關しては、又別箇の問題を生ずる。又本論の取扱ふ所は、現在我國農村の所在に介在する此等の過渡的の一制度を解剖批判して、その嚮ふところを研討せんとするものであることを附記したい。

二、農業委員會の沿革と設立の動機

現存農業委員會制度に就いて其起源を尋ねて見ると、概して最近の發生に係り、殊に大正九年以後に屬するものが最も多數を占めて居る。全國中最も古い沿革を有するものは明治卅九年に兵庫縣出石郡小坂村烏居に中山會なる名稱の下に創設せられた協調團體内の委員會制度であつて、亞いて明治四十三年創立の兵庫縣赤穂郡坂越村一圓を根據とする小作人信用組合内の委員會があり、他は悉く大正年代に入り初めて發生したものである。而かも大正年代の發生時期は大部分大正九年以後のものであつて、大正九年以前の發生のものは極めて少數に止まり、到底前者の比にあらざることから推考する

と、農村には大正九年を境にして或種の著しい變化が生起し、其變化の結果更に農業委員會制度の激増を誘發したものの如く想像せられる。従つて大正九年を標準として、農業委員會を前後兩期に分ち、其兩期に屬する委員會の設立せられたる動機を研究して見るならば、そこに自から特殊な點或は差異があるべきである。此立場よりして我國に於て現在委員會制をとつて居る協調團體の設立動機、若くは既存農業團體中に委員會を新設した緣由等を觀察吟味して見ると、明に注目すべき著しい差異があることを發見する。即ち明治卅九年以後大正七、八年頃迄に設立せられたる委員會制發生の動機は、これを個別的に詮議すれば地方的事情の異なるに従つて相互間に幾分の相違あるにしても、此等の各々に通ずる共通的動機は主として農業そのもの、不振なる状態を轉換せんとする農民相互間の希望の一致と農民各自の生活の不安定を可及的輕減し若くは更に進んでは其不安定を排除しやうといふ二つの願望にあると思はれる。現に長野縣南佐久郡岸野村沓野區を構成地域とし大正二年二月發會式を擧げた沓野區農事改良備荒貯蓄會の「本會は……一致協力農事の改良を圖り併せて備荒貯蓄を爲し農村圓滿の發達を目的とす」(同會規約第三條)の條項の如きはその例證である。更に又、例を愛媛縣溫泉郡余土村所在の余土村信用購買販賣組合の事業に探るに、大正三年同組合内に新に土地の共同管理を施行するに當り、其事業執行の爲め村農會役員及び職員中より三名、田畑提供者及び田畑利用者より各々十二名の割合で委員が選出せらるゝに至つたが、その動機は村民共同の福祉と、比較的長年月に亘る協

力一致に基づく實益とを村民一般が覺知するに至つたのに胚胎するものであるといはれて居る。(太田利一―土地の共同管理―社會政策時報第廿八號記載)

敘上の考察は所謂前期に屬する農業委員會制が設立せられたる動機に關してであつて、其特徴とする所は、農民の生活安定と農業改良の二項目を主眼に置き、兼ねて農村の圓滿なる發達を期すること或は農村住民の共同福祉を圖らんとするにあつたのであるが、所謂後期即ち大正九年以後に設立せられたる委員會は多少之れと趣きを異にして居る。即ち後期に屬する委員會設立の動機として注意すべき點は、爾來ともすれば地主小作兩者間の感情が阻害されんとするものあるを以て之れを緩和しつゝ双方の融和を得んと意圖せしものも多數あつたこと之れである。斯くの如く大正九年以降の委員會設立の動機が、地主と小作人といふ二つの相對立する階級間の親和を得せしめ兩者の有機的結合を達成せしめやうとすることに留意して居ることは特に見逃すべからざる點である、然もその機縁をなしたものは小作爭議の勃發と其影響とであつたのである。我國の農村社會に於て、小作料の輕減要求を提げて小作人が地主に迫り、こゝに農産物の分配問題を中心として、小作爭議を生起し、それが農村社會に於ける社會問題の目新らしい對象として一般世人の注視する所となるに至つたことも未だ永い月日を経て居ない。ことに小作爭議が全國に波及するに至つたのは大正九年以後に屬するものと見られて居る。従つて既に小作爭議が發生したる農村地方は言ふに及ばず、爭議地に近接せる部落更に爭議地とは全く

離れ何等爭議に見舞はれた事のない謂はゞ表面穏かな農村に於ても、此種の社會現象の勃發以來、地主と小作人との情誼關係に――程度に於てこそ種々の差異あれ、稍々動搖の色を現はし、兎に角にも兩者の間に長い年月に亘つて培はれて來た親善融合の有機的紐帶に破綻を來さねばならなくなつた。其結果として農村の情勢は、從來傳統的な温情關係が主となつて組立てられてをつたものが奔然舊型を脱しこれに代ふるに新しい結合素を基礎として新に創めらるべき農村生活の基調を形作らんとて相當苦悶の兆を呈するのが現代の農村社會の相貌であると云ひ得るであらう。従つてそは従前殆んど無反省的に反覆せられ、而かも農村共同生活の最も重要なものと思惟せられ農村特有のものとして認められて來た相互信頼、階和とふ道德的方面の色彩は今や其勢力が減殺されて、代ふるに農民の自覺に基く權利義務の思想を根蒂とする合理的な而も平等なる人格的結合を以てせんとする過渡的の表徴である。けれども、地主と小作人との間に於ける温情的方面を悉く賓斥して、單なる打算的關係或は權利義務の見地のみを以て兩者が相對抗せんとするの實情は、農村の共同生活に徒らに破壊作用のみ行はれて新しい農村生活の建設が一向考慮せられないといふ結果に陥つて居る地方も亦少くない。建設を伴はない破壊が農村の和平を打ち壞すことにのみ成功して、一向に新しい内容を盛らないことに對しては、農民自身の心弱い改悟の見られることすらある。

其れ故に、農村に於ては(一)新しい内容を有つ共同生活を實現せんとする道程に於て上に述べたやうな舊來の餘弊を矯正して圓滿な共存生活を達成せんが爲めと、(二)更に他は斯くの如き苦悶多い新農村生活を嫌ふて、單に舊式の温情的生活に復歸しやうといふ二つの異つた思想の錯綜があり、茲に後期に屬する農業委員會制度を生むに至つたものであらう。

勿論農業委員會制度設立の動機には、上記二種類の何れか一方のみに依つたものもあるが、多くは兩思想が意識的に若くは無意識的に、一方に於ては覺省的互助共存の精神を基調とする新共同生活の達成を主眼とする者があり、他方に於ては此れと稍々異つた動機を有つ委員會もあるといふ状態である。後期に屬する委員會制實施の二三農業團體設立の動機を左に參考までに記して見よう。

(イ)岡山縣都窪郡茶屋町興農會創立の動機及目的(大正十年十一月三日創立)

茶屋町産業組合長兼同町農會長は常に農村開發に意を用ひ同町農業の改善に盡瘁する所多かつたが、近年に至り地主小作の問題頻發し相互の幸福を阻害するのみならず、農村の平和を破り延て農業の健實なる發達を妨ぐる惧あるを以て、茲に時代に適應せる一新制を協定し農村の増進を期せん理想を以て興農會創立の議を有志者に諮りしに、之に共鳴するもの續出したるを以て、大正十年十一月三日發會式を舉げ今日の組織を見るに至つたといふ。(岡山縣農務課調査)

(ロ)兵庫縣加古郡西二見村二見土地利用組合設立の動機(大正十二年七月三日創立)

二見村西二見郡落は半農半漁業の地にして一般に貯蓄心乏しく風紀良からざりしを以つて、有志

之を憂ひ明治四十一年に産業組合法に依る信用組合を設立し、専ら組合員の貯蓄心を涵養し來つた所、其成績概して良好であつたが、當部落の耕地は灌漑水不足の爲め旱魃其他の天災に依り充分の收穫なく、常に小作料減免問題に關し地主小作者間の紛争絶えず、郡内全般に亘り戰慄すべき状態となつた。そこで有志は一日も早く何等かの方法を講ぜざるべからずと思惟し、先づ先進地を視察すべく大正十年地主小作者各五名宛愛媛縣余土村の實況を視察した。かくて其の視察者一行は率先して本部々落のみなりとも余土村の如き平和且つ清新な村をたらしめんと種々研究の末、先づ土地の管理を産業組合に委ね、地主小作者間の紛争を避けんと計畫を樹て大正十二年七月其の設立を見るに至つた。(兵庫縣産業部農務課調査)

(ハ)兵庫縣城崎郡日高村日置部落農會土地利用組合設立の動機(大正十一年六月創立)
日高村は明治八年地租改正の當時其の等級に従ひ左記の如く小作料を設定した。

等級	小作料	收穫高
自一 至二 等等	二石一石八斗	二石五斗
自三 至五 等等	一石七斗一石五斗	二石
自六 至七 等等	一石三斗一石二斗	一石六斗
自八 至九 等等	一石一斗	一石二斗

自十一
至十一
等等

七斗

一石

其後小作料に異動を生じた許りてなく、二等三等地にして實際の收穫が六等七等地より少きものあり、又六等七等地にして三等四等地より多き地ありて、設定當時の小作料は最早甚だしく不條理なものとなつた。又一方小作者は年の豊凶に不拘近時種々なる理由を附して小作料の減額を要求するに至つた。今其減免の狀況を記せば次の如くである。

年	甲地主	乙地主	丙地主
大正二年	減額歩合 一割三分	一割三分五厘	一割三分
大正三年	二割六分	二割二分	一割六分
大正四年	二割三分	一割八分	一割八分
大正五年	一割五分	一割四分	一割五分
大正六年	二割五分	二割四分	一割七分
大正七年	二割八分	二割七分	一割八分
大正八年	二割四分	二割七分	一割八分
大正九年	二割四分	二割四分	一割五分
大正十年	二割四分	二割四分	一割五分
大正十一年	一割六分	一割六分	一割六分

前五年平均	一割四分四厘	九分五厘	一割四厘
後五年平均	一割一分四厘	一割三分四厘	一割五分四厘
平均	一割二分九厘	一割一分四厘	一割二分九厘

右の如き状態なるを以て土地の有志者は如何にして地主小作者の協調を圖り部落の圓滿なる發達を企圖せんかを考慮しつゝあつたが、偶々新法に基き農會の組織を更らためたるを以て、農會の事業の一つとして之が協調を圖る方法に付協議の結果、愈々土地利用組合を組織し組合が地主小作兩者間に介在して之が協調を圖ることとした。(兵庫縣産業部農務課調査)

要するに、後期に屬する我國農業委員會の多くは小作爭議轉換の一方法として、或は又從來農村生活の基調をなして居た徳義的方面の廢類を挽回せんとする意圖の下に生れた保守的な傾向を帯びたものである關係上、共通の動機として數へらるゝ所も結局は地主及び小作人の親善共存を計るといふ點にあるものゝやうである。

三、農業委員會の母體の地理的分布と其構成地域

現存の農業委員會制度は、いまだ獨立の機關として存在するものではなく、其母體となる團體に隨伴するの實狀にある。それ故農業委員會制度が、いかやうに全國に散在し、分布し、如何なる範圍の

農村住民が此制度の構成の爲めに、或は其存續、維持に參與するものなるかを知る爲めには、當然母體團體に就いて此三點を觀察しなければならぬ。

先づ第一に母體組合の地理的分布の状態を見るに、全國總計百八十四團體の中(大正十三年五月末日現在)最も多く所在する地方は關東地方、就中埼玉縣が最も多きを占め、之に亞いて近畿地方、中國地方、本州中部地方にして、爾餘の東北、四國、九州地方の如きは一組合、多くも三組合に過ぎない。此れに依つて見ると、此種の組合の分布状態は本州の中央部より南部に亘りて集中發達せる状態を看取することが出来る。其地理的分布を數字的に示すと左の如くである。

地方名	農業委員會制採用の組合數	地方名	農業委員會制採用の組合數
東北地方	一	本州中部地方	九四
關東地方	一	長野縣	二
計	一	新潟縣	二
神奈川縣	一	山梨縣	一
埼玉縣	九〇	静岡縣	一
千葉縣	一	愛知縣	二
群馬縣	二	岐阜縣	一〇

近畿地方	三重縣	和歌山縣	兵庫縣	中國地方	岡山縣	山口縣	鳥取縣	計	一八
德島縣	愛媛縣	宮崎縣	九州地方	四	九	二	二	四	二二
國地方	德島縣	愛媛縣	九州地方	四	九	二	二	四	二二
合	計	計	計	計	計	計	計	計	一八四

第二に此等團體の構成地域を見ると、或は稀に一縣を以て其地域とする群馬縣農會農村問題調査委員會の如き廣大な範圍のもの、或は又一郡を構成範圍をする千葉縣匝瑳郡内の農業者を以て組織する農村偕和協會の如きものがあるが、之等は數に於て極めて少く、多くは一町村を地域とするもので、其數は全國團體百八十四中百三十二ヶ團體に達し、即ち全數の七割強に當つて居る。此れに亞いでは大字乃至字を以て範圍としてゐる團體である。叙上の事實よりして、今其構成地域を標準として農業委員會制を設くる團體の通型を考へて見ると、その多くは一町村内に居住する農業者の任意的結合に

よつて組成される協調團體であると謂ひ得るのである。

四、農業委員會の組織内容

農業委員會の實質を知る爲めには、一體、農業委員會は如何なる方法を以て其機能を發揮し得るものであるかを觀察することが必要である。委員會の機能は、後述するが如く種々の方面に亘り其權限も一律ではないが、兎に角一の組織體をなす農村の階級調和機關であつて、その多くは農業團體内に設置されるものであるといふ事は共通の點であらうと思ふ。此組織體は如何にして構成せられるものなりやといふに、之れに關しては左の三方面より觀察して見よう。

(一) 構成員の種類及び數

委員會を宏く解釋してこれに協議員會、評議員會、幹事會等をも含ましめるものとすれば、其構成員はその種類に従つて各様の分限を有する。本來の委員會にあつては一團體内の委員會が同一名稱の委員より組織される者と、一團體内の委員會が事項別によつて二つ以上の委員會に分たれ其名稱の異なる者があり、従つてそれを構成する委員の名稱も同一ではないものがある。前者の形式を採るものが我國農業委員會の最も普通の又その數に於て最も多い型である。此れに反して後者の形式を採るものは極めて少いが其實例もないではない。例之、大正十年二月に設置せられたる長野縣小縣郡西鹽田

村の勞資協調委員會内には、農業労働者と農業經營者との間に立ちて協定の職能を行ふ労働協調部委員會と、地主と小作人との間の協定機關として立つ小作協調部委員會の二つの委員會が存置せられ、従つて委員の名稱は労働協調部委員と小作協調部委員の二種あるが如き(註一)、或は大正十一年十月の創立に係る兵庫縣養父郡西谷村藏垣部落農會に於ける普通農事、蠶業、木炭、貯蓄、購買販賣の各委員の如きものがある。尤も藏垣部落農會内の各委員は現在一名宛より任命せられて居らないから、其自體委員會を形作るものであると見る事は出来ないが、とにかく各委員は互に相獨立して事務を掌理して居る。(註二)

(註一) 勞資協調委員會(長野縣)規約中

第二條 協調委員を二部に分ち各部に左記員數を置く

一、労働協調部 三十名

二、小作協調部 三十名

第七條 委員會の權限を定むること左の如し

一、労働協調部委員會は専ら農業労働者と農業事業家との意志疏通を謀り労働賃銀、其他時宜に適應せる協定をなす。

二、小作協調部委員會は専ら地主と小作人との意志圓滑を計り、小作米の相場、俵裝、其他相互の福利を永遠に保全、増進せしむ可く諸般の協定をなす。

三、右の外、社會の安寧秩序保全上、必要なる出來事につき調停協和を謀る、

(註二) 西谷村藏垣部落農會規約中

第三條 本會に會長一名、副會長一名、及普通農事、蠶業、木炭、貯蓄、購買、販賣の各委員並に若干名の係員を置く、

會長は一切事務を掌理し副會長は會長を補佐し會長事故ありたるときは其職務を代理す。

委員は會長の命を受け事務を掌理し各委員は實行を敏速ならしむるべく活動するものとす。

右の外、假令一團體内に一つの委員會を設くるものでも、地方によりて其名稱は必ずしも同一とは限らない。其主なる名稱を挙げると委員、特別委員、小作協定委員、査定委員、調査委員等である。協議員會を組織するものの名稱は協議員であり、評議員會、幹事會の構成員は夫々評議員、幹事であることはこゝに説くまでもない。

次に委員の數を見るに、概して七八名乃至二三十名の員數より成るものが多い。これは、團體の多くは一村或は部落を構成の區域にしてゐるからである。

(二) 構成員の階級別並に其任命方法

元來委員會なる機關は、地主對小作人間の協調機關として設けられたものであるとすれば、委員の選定標準も、地主或は小作人の何れか一方のみに偏すべきではなく、少くとも、双方の階級より採用することを常則としなければならぬであらう。従つて委員の顔振れも地主側及び小作人側代表者の双方に色分け出來得るのを普通とする。若し兩階級代表者の割合が地主側と小作人側とに於て同数の割合であるとするれば、委員會其もの活動も本來の目的に添ふやうな成績を擧げらるゝの理であつて、委員會の基本的組織として最も合理的のものではあるが、實際を見ると必ずしも斯かる比率を採るもの許りではない。時には地主側二に對し小作人側一の割合のもの、或は此れと反對の割合のものがある。或は又是れに自作農側委員をも加へ三階級より同數或は異數委員選出の方法によるものもある。これは我國現存農業委員會の組成上より見て當然のことからではあるが、此の外に是等三階級以外の者よりの委員をも加へるものがある。尙亦委員の階級制的割合を明文を以て規約中に掲ぐるものと、何等其割合を表明せずして委員の改選任命の都度決定するものがある。

然らば其任命方法如何といふに、これ亦全国各地二様ではないが、多く採用せらるゝ方法は會員の選舉による選舉制であつて、就中豫め各階級に配分せられたる員數を部落内の各區に於て地主側と小作人側又は自作農とが互に獨立して選舉する方法が最も多いやうである。以上の外別種の方法としては

(イ) 母體團體の總會に於て地主側と小作人側又は自作農とが各別に選舉するもの

(ロ) 會員は全く選舉權を有せずして村民總代の選舉によるもの

(ハ) 母體團體代表者の指名或は囑託によるもの

(三) 委員の任期

委員の任期は委員會によつて一様ではない。最も短いものは一ヶ年を限度とするものであるが、これに次いで二ヶ年三ヶ年を限度とするものがあり、最も長いのは四ヶ年の任期のものである。此の中最も普通のもの二ヶ年を限度とするもので、これよりやや少いのは三ヶ年の任期の委員であり、四ヶ年或は一ヶ年を任期とするものは極めて少ない。

五、母體團體の目的と委員會の職能

既に農業委員會設立の動機を考究したる際説述したるが如く、我邦現存農業委員會の大部分は、小作爭議に刺戟せられ、これが緩和の一方法として、或は又農村社會生活の徳義的方面の維持の爲めにつくらるゝものが多い結果、農業委員會制を施設する農業團體の目的も、多くは地主小作者間或は更に自作農間に關する事項、農業者の利得増進、生活充足等に目標を置くのである。勿論上記の目的事項は主要なる點を述べた迄であつて、各團體を詳細に觀察すれば尙其以外に別個の目的事項も附加せ

られるものがある。目的事項の實例數種を左に示さう。

(一) 提米減額に關し地主と小作人との間に各意見の確執を生じた際、調停員之れが調和解決することを目的とするもの(例、岐阜縣可兒郡中村融和會—大正九年十二月設立)

(二) 組合員一致協力して農事改良、農家經濟の改善、農事に關する研究調査、並に農村大字の改善を圖り相互の福利を増進し共存共榮の實を擧ぐるを目的とするもの(例、愛知縣額田郡男川村大字大平所在、大平農事改良實行組合—大正十三年三月創立)

(三) 農業の發達を圖り會員相互の親睦を厚うし、以て生活の安泰と村治の平和とを期する事を以て目的とするもの(例、山梨縣中巨摩郡西條村字清水新居—清水新居農事協和會—大正十一年二月創立)

(四) 地主小作人の協和を旨とし意思の疎通を圖り團體的の爭議を避け交互の利益を保護増進し、併せて自作農の増成に勉め以て一般農業の發達を期するを以て目的とするもの(例、岡山縣上道郡浮田村大字沼協和會—大正十一年十月創立)

(五) 地主小作人間從來の弊風を打破し將來相提携して改善するもの(例、岡山縣英田郡川上部落、小作改定社—大正十一年一月創立)

(六) 地主小作の共存共榮を圖らんが爲め互に至誠を以て相接し、協力一致農事の改良、思想の惡化を阻止するを以て目的とするもの(例、新潟縣古志郡上組村横鷲至誠團—大正十三年三月創立)

前掲例示に依つて推知し得るが如く、各種農業團體の終局の目的とする處は殆んど一致するものではあるが、表面上に表示する目的事項には多少の差異が見られる。例へば上例に就いて見ても、同じく地主小作者間に關する事項にしても或は單に會員相互の親睦を厚うするといふ抽象的の文字を用ふるものもあり、或は提米減額に關し地主と小作人との間に意見の確執を生じた際に、調停員之れが調和解決に任ずるといふやうな稍々具體的な内容を掲ぐるものがある。恐らく單に表示の區々にして目的の一なるものが多いことであらう思ふ。只茲て注意すべきは表面に掲ぐる所の穩和にして、その内實に於て階級的色彩の濃きもの存することである。

我邦に於ける農業委員會の多くは、特定の農業團體の必要機關として存在理由を有するの結果、委員會の權限乃至職能と基幹團體の目的との間には不離密接なる關係がある。

基幹團體規約の條項より判斷すると、農業委員會の權限には種々異なるものがある。即ち或は團體の意思を決定する議決機關たるもの、團體の意思を執行する執行機關たるもの、團體代表者の諮問に應じて委員會の意思を表明する諮問機關たるもの、單に定期に或は隨時委員會の意思を表明するに過ぎないもの等あるの外、或は議決機關にして執行機關を兼ねるもの、或は議決機關にして諮問機關を兼ねるもの等、一機關にして他の一機關或は二つの機關をも兼ねるものがある。

尤も團體表面上の體裁としては、委員會は團體の重要な事項に就き自ら團體の意思を決定し、其の

意思を其儘執行するやうな比較的強大な権限を有するものもあれば、或は單に執行者の事業執行の參考に供する爲め委員會の意思を表明するに過ぎないやうな頗る微弱な権限を與へられて居るもの等、其間自ら差異がある如く考へらるゝも、實際に現はれた處を見ると、委員會設置の團體は一度委員會に於て決定せられたる問題をば、特別な事情なき限りは團體の意思として決行するの狀態にある。従つて、委員會の考究に當つては、單に基幹團體の表面に表はれた事實のみならず、同時に其内實をよく研究するによりて、初めて委員會なる機關が如何なる實質を有するものであるかを知り得るであらう。

委員會の権限は上述の如く多岐に亘るが、それかといふて、斯くく目的事項を列記する農業團體には必ずそれに應じて斯くくの職能と権限を附與せられた委員會が存置せらるべきものであるといふやうな必須的關係のあるわけではない。

更に進んで農業委員會の権限に屬する事項の内容を観るに、機關としての権限の異なるに従ひ、又地方の事情に依り設立の時期並に動機により其間差異はあるが、多くは基幹團體の事業の範圍を限度として、その團體に取つて重要なものを内容として居るやうである。即ち地主小作人間の利害に直接關係する問題として或は小作料の査定、小作料の割引協定、小作料納付方法の改善、檢見、標準小作料額の決定等の収益分配問題、備荒貯蓄、小作爭議の調査、仲裁、小作條件の改善、弊風の矯正、共同事業の普及獎勵等の經濟問題社會制度並に徳風上の問題、其他技術上の諸問題等である。就中特に委員會

の職能として重んぜらるゝのは、小作料の合理的決定を中心とする地主小作人間の分配問題である。

六、其活動が農村諸方面に及ぼす影響

農業委員會は農業に關與する者の人的結合體であつて、其目的の主要のものとしては地主對小作者間の収益分配問題を中心眼目に置くの傍ら、農業生産の改良、生産額の増收等生産技術上の問題並に地主對小作者の精神的融合により、和平共存を達せんとするにあるが故に、農業委員會の農村に於ける活動は直接間接に農村の諸方面に影響を及ぼすに至るべきは想像に難くない。

只こゝに留意すべきは、現存我國農業委員會は概して大正九年以後の設立に係り、成立後幾何も年月を経て居ない今日、農業委員會の存在意義を充分に檢覈する事は困難なるのみならず、よし又それが可能であるとすも、今日農業委員會の價値を云爲するは些か疑問とする所であるから其實證的價値判斷は他日に譲ることとし、こゝには單に農業委員會制度が農村に於ける一存在であるといふ點より、農村の各方面に對して如何なる作用を及ぼすかを次の諸方面より考察することとする。

第一、小作爭議と農業委員會

農業委員會の設置の動機と小作紛議とは頗る密接なる關係にあるが故に、先づ第一に委員會が小作爭議に對して如何なる効果を及ぼすかを觀る必要がある。此れを檢討する方法として、通常二つの見

方が提起され得るであらう。即ち(一)農業委員會は小作爭議を未發のうちに防ぎ、全然不發生に終らしむる働きを爲し得る謂は、爭議豫防の機關たり得るかの點と、(二)爭議が一度發生したる後に於て爭議の實質並に範圍を可及的に縮少せしめ、爭議に因り招徠せらるゝ有形無形の弊害を排除せんための謂は、爭議緩和の機關として、或は團體員間に生起する小作爭議一切の裁決機關としての謂は、事後救濟機關たり得るかの二方面である。

小作爭議が一度起り苦き經驗を経て居る部落に農業委員會が設置せられ、かくて爾後爭議再發の度を減じ、少くも表面上は地主小作者間に紛争を見ざるに至つた實例は各地に多少それを散見するところが出る。一、二の例を示すと、岐阜縣下可兒郡中村に於て大正九年十二月二十七日中村融和會が創設せられて以來、其地方には其後爭議の發生を見なかつたといはれ、又兵庫縣氷上郡沼貫村谷部落に於て大正十一年五月八日の谷農事會が設けられて後、隣村の或部落に同年末小作爭議がありたるにも係はらず、同部落には遂に爭議を見ずして終つたといはるゝ例の如きがある。勿論之等の例に於て、小作爭議を誘發しなかつた理由は、唯單に兩團體内の農業委員會の活動のみに歸し得べきではなからうけれども、夫等の農村に於て爭議を未然に防ぐ爲めに、委員會の活躍が相當與つて力あつたことは諸種の事情よりして推知するに難くないと言はれて居る處である。

次に農業委員會が小作爭議緩和機關或は裁決機關としての實例は全國諸地方の實況に見て其例に乏

しくない。惟ふに、農業委員制を採る協調團體設立の直接の動機の多くが、爭議の發生に依り誘起せられたる地主對小作者間の長期に亘る抗爭状態を、一刻も早く解消して平和に復せんとする兩者の希望に發足して居るからであらう。岡山縣下の農業委員會には此種のもの可なり多いものと見られて居る。従つてかゝる動機の下に生れたる委員會の委員選定の内實を観ると、勢ひ地主並びに小作人の何れの側に於ても謂は、妥協的な風格の持主が委員に選出せられるといふ事情がある。

以上は農業委員會の活動が小作爭議に與へたる好果に關する大略の觀察であるが、更に農業委員會の設置が小作爭議に投じたる反響の他の方面をも考へ得らるゝものがある。それは、農業委員會が反つて小作爭議の發生若くは進展に對し促進の機を與へたるにあらざるやの點である。關西方面の或農村に於て經驗した處によると、其地方は未だ曾て小作爭議の勃發したることなき部落なりしに、一度地主小作者双方の合意により委員會制農業團體が設置せられてより、小作人は小作料の輕減要求を提げて關係地主に迫つた事實を見たと言はれて居る。若し斯くの如き事實が委員會の設置によつて將來益々増發するやうな機運を醸すことありとすれば、農業委員會制の是認せらるべき基礎を動かし、地主側より見れば農業委員會は有害無益なる制度と目せらるゝに至るであらう。乍併、本來委員會制なるものは妥協的色彩の濃厚なる地方に於て多く設立せらるゝものであるから、それが地主小作者間の融和機關として、地主側及び小作人側双方の意思を發表論議し、兩階級の何れに對しても不公平なき

やう隔意なく問題を決定することもその當然にとらるべき徑路でなければならぬ。従つて假令一時小作料或は小作條件に關し兩階級間に意思の阻隔を來たし不和を來たすことありとするも、委員會の活動によつて結局は或點まで妥協解決し得べきものではなからうか。

第二、地主組合及び小作組合に及ぼす影響

地主組合及び小作組合はそれを對抗的性質のものと非對抗的のもの二種の類型に分つことが出来る。従前は、地主組合にせよ小作組合にせよ、何れも其殆んど全部は他の階級と對峙的な性質の組合ではなく、反つて其内實は一種の親和機關であつて、寧ろ小作組合、地主組合等の名稱に相應はしくないものが多かつたのであるが、最近、大正九年を一轉期として小作爭議並に小作組合運動が漸く社會問題化して來たのに伴ひ、新に設置せられる地主及び小作組合の内には其の目的の主眼點を團結力を利用する鬭争手段としての活動に置くものがある。又從來より存在して居た組合の内でも以前の親和的傾向の變じて漸次抗争的なものに轉じ、従前のやうな組合は假令存続するとしても、名のみ存して實體の失はれたる所謂有名無實のものも少くないと言はれて居る。かやうな状態に際して、農業委員會は地主組合若くは小作組合に對し如何なる影響を齎したかといふに、それには地主組合並びに小作組合に對して組合の解體乃至は縮小作用として役立つ點を挙げ得る。その理由は農業委員會の設立の動機と職能とを見るならば直ちに納得し得るであらう。兵庫縣加古郡某村に於て大正十二年中農業

委員會制協調組合が設置せられた以前は、日本農民組合支部があつて旺んに活躍し、以て地主に對抗したるも、協調組合設立後は其支部に所屬せる多數の組合員は日本農民組合を脱退して協調組合に入し、爲めに日本農民組合支部は現在には自然消滅の形となつて居るといはれて居る。尙岡山縣下にも委員會制の農業團體が生れたが爲めに地主組合が解體し若くは其所屬員を減少するに至りたるもの二三あるといはる。

農業委員會の設立が農村社會に及ぼしたる影響は單に右に留まらない。或は委員會制をとる協調團體が創設せられたるにより、一村或は一部落間の住民が協同一致事に當るの精神を以て相依的生活關係を喜ぶやうな風習を誘致し、村自治體の行政或は農會の事業等が比較的圓滑に遂行せらるゝに至つた地方もある。或は亦傳統的な小作關係が改善せられて、地主階級も小作階級も農業そのものに新たな興味と利害關係を感知するに至り、離農心を著しく減少せしめたる地方もある。然れども此等の影響は未だ極めて少部分に起これる現象に過ぎない。

七、結 論

第一、持續性の要件

現在農業委員會制をとる農業團體は、既述の如く其數百八十四を算し、それが存在と活動とは農村

社會に諸種の影響を齎らしつゝある。或ものにあつては農民の生活問題に觸れ、農村住民間の精神的融合を促がし、惹いては、部落改善に資するものある等、効果の見るべきものもないではないが、又反面に於ては農民が委員會の創設に大なる努力を拂ふにも係はず、年月の経過と共に兎角立消えの狀態に陥り、従つて委員會の農村に及ぼす効果は極めて一時的經過的現象に過ぎないものすらある。かくて農民自身の委員會に對して抱く庶幾の薄らぎ、又一般世人が期待する効果の裏切られ、農業委員會存置の價值すらも疑はるゝに至ることが往々ある。仍て或は現存の委員會に何かしらの本質的の欠所若くは屬性的なる謬根が内在して居るのではなからうかとの疑問がわくのである。若し此種の事實があり、短所が潜むものでありとすれば此點を究明し、改むべき點あらばそれを改善匡正し、以て農業委員會の本來の職能を發揮せしむる必要がある。かくの如くして初めて農業委員會なるものが農村に於ける社會的の制度として妥當なりや否やの批判も生れ、農村政策としての價值判斷も論議せられ得べきであらう。この意味よりして農業委員會の持つ短所を指摘し、如何にすればこれが生命を持続し發展せしめることが出来るかを聊か考究して見ようと思ふ。

第二、短所と之れが改正要點

(一) 現存の農業委員會は殆んど其の凡てが獨立の機關として存在するものではなく、農業團體若くは農會内の一施設たるの地歩を占むるものであるが爲めに、假令基幹團體中の重要な機關であつて

も、委員會の活動が其團體員全體の統一を保つ爲めに常に他の機關との調和を必要とするの結果、時に委員會の行動が拘束を受けて適當なる成果を收め得ないことがある。然らば先づ農業委員會を獨立の存在として基幹團體より分離せしめて、自由なる活動を爲さしむることが妥當ではなからうか。

(二) 委員會の多くは單に本來の委員會として團體の意思決定の機關たるのみならず、更に評議員會、協議員會、幹事會等の機關をも包括して居る。従つて現存委員會は純粹なる單一型の機關ではないからして、委員會の權能は單に諮問機關、評議機關として特定事項に對して一定の意思を表明するに止まり、決定意思たるの效力のない狹少なる權能を有するに過ぎないもの相當多數に上る爲め、委員會としての特色ある活動を妨げらるゝ憾がある。此缺點は委員會を獨立の機能體に改むるの手段によりて自然と取除かるべきものであるが、若し獨立の制度と爲し得ない事情がある場合には、少くとも委員會の機能をして特定事項に就いては議決機關と執行機關とを兼攝せしむるの要がある。

(三) 委員會の職務に屬する事項の種類並に範圍は可なり區々であつて、或は單に小作料の査定調査、凶作時の減免割合協定の事項のみに限らるゝものもあり、或は又地主小作間に關する問題を大半網羅するものもある。勿論農村は各地の慣行と風習とに於て相當異なるものあるを以て、各地の事情に依り農業委員會の掌理すべき事項が各地一様でないのは止むを得ないとしても、現存委員會所屬事項を見ると、尙ほ其中には改廢を加ふべき餘地がある。即ち農業委員會の職能を行ふに就き缺くべからざ

る要件としては

二八

(イ)地主對小作者間の意思疏通の機關たるに適切なる事項を確定すること(精神的融和促進の方面)
(ロ)地主小作者間に關する經濟問題中少くとも標準小作料の決定、小作料減免引に關する諸條件の規定、土地の等級を確立すること、其他備荒貯蓄の經營等。

(ハ)小作契約に記入すべき事項の協定。

(ニ)尙ほ出來得べくんば農業經營上の事項に迄及び、經營上の協同事業に關する事柄をも取扱はしむるを便とする。

(四)委員會構成の方法にも幾多の改正せなければならぬ點がある。即ち

(イ)委員の階級別並に其選出割合を見るに、階級別には地主側選出の委員と小作者側選出の委員の二種より成るものがあり、或は此れに自作農階級より選出せられたる委員をも加へ三階級の種別に分るゝものもあり、或は更に農會の技術員を加せしめて居るものもある。其選出割合も種々異り各階級より同數の割合にて選出せらるゝもの、地主側の委員數が小作側のそれよりも多いもの、反對に小作者の委員數が地主側委員數を凌駕するもの、時には小作者側及び自作農側の委員の合算數と地主側委員數と同數の割合を保つものある等同一ではない。此等各種型體の中何れを以て優れるものとするべきであるかといふに、先づ委員の階級別構成上より考へると、地主小作者兩階級の委員を主要部分と

し、これに自作農側の代表者を特別委員として加入せしめ、自作農にも利害關係を有する特定事項を限り權限を附與し、爾餘の事項は地主並に小作者兩種の委員のみを以て委員會を組織するの方針を採ること、次に其割合は各階級より同數宛委員を選出せしむる平等選舉制が適當ではなからうか。

(ロ)委員選舉に關する方法にも數種あることは既に述べた如くであるが、元來委員會は一部落内の農民を以て組織する最小範圍のものより、一郡、一縣内の農民を會員とする大なる範圍に亘るもの、間に於て種々段階があるからして、之れを一律の型に鑄入することは餘程考ふべき點であらう。然し、各地に於て多く見る處の部落内の區を以て單位とする投票法、即ち豫め各區に配分せられたる員數を各階級別に無記名秘密投票にて選舉する方法に従ふことは強ち弊害が多いものとは思はれない。而して其配分率の基準は會員數の多寡を主とし、これに耕作面積、所有面積の廣狹をも加味して決定するも一法ではなからうか。

第三、發達の限度

農業委員會は將來如何なる限度に迄發達し得るものなりや否やに就ては今後の成績に待つべきものであるが、之れを持続せしめんが爲めの方法は、第一に叙上の諸點を速かに匡正して防害を與ふる缺陷を剪除するの巧拙如何にあると共に、農民自身の手によりて委員會を組織し、之れを農民自身のものたらしめ、よく此制度の長所を發揮せしむべきことを必須の要件とする。尙ほ極めて些細な問題で

二九

はあるが、實例によれば、委員に對する報酬には殆んど見るべきものなく、無報酬のもの亦珍らしくない爲め、農業委員會として比較的批難の少いものに於てすら、委員の活動が圓滑に行かない事實がある。此點も委員には原則として報酬を與ふることとし、地方の最低農業労働賃金に相當する額を支給せるゝものとするのも一つの方法ではなからうか。特に農家の生活状態乃至は労働状態よりしてこれを痛感せざるを得ない。

然らば障害となるべき事情が取除かれ、發達の進路の開かれたる時、其將來の發達は奈邊に迄到達するものであるかといふに、これには二つの考慮すべき問題が横はつて居る。その一は系統的小作運動の發展と農業委員會との關係であつて、他の一つは委員會の構成範圍の擴張と複雑なる地方の小作慣行との調和如何の關係とである、此二大難關は未來の農業委員會の進路と其生命を決定する重要な懸案であらうと稽へる。此點を輕視し或は看過するに於ては農業委員會は只單に形骸のみを残して、徒らに内容空虚なるものに墮するの憂無きを得なす。

共同作業及共同經營の實例

一、共同作業及共同經營の實例

第一、共同作業

其一、鶴新田農業共同組織組合

一、概況

- 一、名稱 鶴新田農業共同組織組合
- 一、所在地 岡山縣淺口郡連島町大字鶴新田
- 一、加入者數 自作兼小作者十四戸、小作者六戸
合計二十戸
- 一、耕作面積 二十三町七反四歩
- 一、設立 明治四十二年

連島町は山陽線西阿内驛より約一里、人口約二千位の農村にして主として米麥作が行はれ、副業としての備後表の製造及麥稈真田の家内製造行はる。従つて農家に於ては蘭草の栽培も進んで居る。

本組合は明治四十二年良苗の育成を主眼とし共同苗代を設置したるに始まり、其後規約の改正を爲して漸次組合員の共同に依りて農業經營上に於ける資本の運用、勞力の配合、調節及生産物の販賣等を計らんと企圖するに至つたが、現在組合が實行しつゝある經營の形態は主として稻作の共同作業で

ある。

組合が共同作業と爲すは(イ)苗代作業、(ロ)插秧作業、(ハ)収納作業、(ニ)脱穀作業、(ホ)籾摺作業、(ヘ)精白作業、(ト)大豆粕削作業、(チ)請負作業の八種類であつて、之等の作業中插秧の如きは組合員各個の所有地並に借入地に於て行ひ、籾摺作業の如きは組合員各自の所有家屋に到つて爲すことになつて居る。而して大正十二年度に於ける組合員の耕地合計反別は二十三町七反四步であつて、此の中七反四步は組合の共同苗代地として早くより組合に於て購入したるものにして、更に大正十三年度に於ては蘭田二町歩を購入するに至つた。今組合が所有せる財産を擧ぐれば次の如くである。

共有地	苗代七反四步
	蘭田二町歩
農具	發動機 一馬力半三臺
	脱穀機 三臺
	唐箕 一臺
	豆粕削機 一臺
	精米機 一臺
役畜	牛(朝鮮) 二頭

二、労働賃銀と其支拂方法

(イ) 労働賃銀

組合員が組合員の耕地に於て働く場合の労働賃銀は作業の種類並に各人の能率に依り多少の斟酌を爲すも、大凡成年男子一〇、成年女子八の割合を以て計算して居る。而して作業の種類に依りて組合が協定せる賃銀は次の如くである。

作業別に依る賃銀表

作業別	賃銀
耕起代掻	反當 三、五〇
苗拔キ	同 一、〇〇
插秧	同 二、〇〇
刈取	同 一、五〇
結束堆積	同 一、三〇
脱穀	同 二、三〇
籾摺、調製	一俵當 〇、二五

精米 同 〇〇、二〇〇
糯 同 〇〇、二五〇

大豆粕削 一枚ニツキ 〇、〇五

右の中大豆粕削は一枚五錢とし通常三人一組となりて爲すもので、一日の作業能率六百八十枚なるを以て、此の労働に従事する時は三人一組三十四圓の所得となり一人當略々十一圓餘となる。かくの如き計算による時は此の作業にのみ多くの勞銀を支拂はざるべからざることとなるを以て、大豆粕削に従事するものは一枚五錢の勞銀より一錢五厘を差引き、之を組合の積立金中に繰入るゝ事として居る。従つて三錢五厘の割合を以て此の作業に従事せるものゝ支拂賃銀中に加算するものとして居る。

(ロ) 賃銀支拂方法

賃銀支拂に關しては耕作施行細則に示すが如く、男女の性並に年齢の別に依り計算歩合を定め、男五十五歳以上及二十歳以下八〇、二十一歳以上五十五歳迄一〇〇、女五十一歳以上及二十歳以下六〇、二十一歳以上五十歳迄を八〇として居るが、作業の種類並に各個人の能率に依りて一律なるを得難き場合あるを以て、組合は之等の點を斟酌して適宜の處置を爲し、特に插秧時に於ける作業の如く女子と雖も成年男子の能力を發揮し得るものにおいて男女の性別を設けず、單に年齢の區別に依りて左の如き歩合を以て計算することとして居る。

十七歳—五十歳 一〇〇

十四歳以下 五〇

其他 八〇

而して賃銀支拂に當つては之等の計算率並に出勤日數とを参照し、豫め協定せる賃銀を基準として支拂ふ事として居る。

三、餘剩勞力の利用

組合の作業にして餘剩勞力を生じたる場合は附近農家の請負作業を爲す内定を設けあり、組合員の希望者を取りまとめ作業に従事せしめつゝあるが、其の場合に於ける請負賃銀は組合に於て定むる事とせるも大凡次の如き標準に依つて居る。

作業別に依る組合請負賃銀表

作業別	賃銀
稻扱作業	三、〇〇 ^甲
反當	〇、一五
糶摺作業(調制を除く)一俵當	〇、二五
精米作業(粳)	同
同 (糯)	同

大豆粕削

一枚當

〇、〇五

三六

四、農具の使用と使用料金

農具の使用に就いては本組合規約第八條及第九條に於て定むるが如く、組合員の申込を受けたる場合組合長は此れが申込を受け使用料金を受けて之を貸與する事として居る。而して貸與を爲すものは主として發動機にして此の料金は必要なる石油を各自に據出せしめ、使用料のみを徴收するもので一時間十錢と協定して居る。

五、肥料の共同購入

肥料の共同購入に關しては組合規約に定むる外(第三條第三項)その實行方法としては別に施行細則を規定し一般肥料の需要期たる五月及び十月の二回に於て購入することとして居るが、尙組合員半数以上の同意を以て購入方の請求ありたる場合には隨時之を行ふ事として居る。而して組合員が共同購入を爲したる場合、其の肥料の價格に就いては異議の申立を稱ふるを得ず、且つ申込數量は絶対に之を引受くるの義務ありと規定して居る。肥料の共同購入については以上の外種々なる規約を設けて居るが、その實際は未だ充分の成績を擧げて居るとは云ひ難い。

鶴新田農業共同組織組合同規定

第一條 本組合ハ鶴新田農業共同組織組合ト稱シ土地ノ共同管理、勞力資本ノ合同ヲナシ組合員相互ノ農事組織ヲ共同經營トナスヲ以テ目的トス

第二條 本組合員ハ連島町大字鶴新田部落内ニ住居スル農業者ニシテ土地勞力資本ヲ提供スヘキモノヲ以テ之ヲ組織ス

但シ他部落ニ住居スル者ニシテ鶴新田部落ニ入作スルモノハ此ノ限ニアラス

第三條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、米麥ノ栽培及收納作業

二、米麥ノ精白及共同販賣

三、肥料類ノ配合及粉碎並ニ共同購入

四、水稻苗代經營

五、請負作業

六、種苗家具其他ノ共同購入

第四條 本組合ノ事務所ハ淺口郡連島町大字鶴新田 番地ニ置ク

第五條 組合員ハ組合ノ經營スル共同耕作ノ爲メ所要ノ資本並ニ勞力ノ提供ヲナスモノトス

三七

第六條 組合員ハ總會ニ於テ決議シタル作業ニ對シテハ作業開始十日前ニ作業計畫書ヲ作成シ一般ニ通告ス可シ

第七條 組合員ニシテ前項ノ通告ヲ受ケタル場合ハ所定ノ期限内ニ準備作業ノ完了ヲナスコトヲ要ス
共同勞作ハ有償ニシテ作物ノ種類並ニ其ノ收穫高ニ應シ別ニ定ムル料金ヲ納附セシム

第八條 組合員ニシテ總會ノ決議以外ノ作業ニ組合所屬ノ器具機械ヲ使用セントスル場合ハ組合長ノ許可ヲ受ク可シ

第九條 組合ニシテ組合員ヨリ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ハ貸出ノ時間作業並ニ器具機械ノ種類ニ從ヒ別ニ定ムル料金ノ徵收ヲナス

第十條 組合ノ共同勞作ニ餘裕ヲ生シタル場合ハ別ニ定ムル料金ニヨリ請負作業ヲナスコトヲ得

第十一條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク
一、組合長 一名
二、副組合長 一名

第十二條 組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代理ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル時ハ之ヲ代理ス委員ハ組合長ヲ補ケ組合事務ヲ分掌ス

第十三條 役員ハ組合員中ヨリ互選シ其ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ二ケ年トス
但シ再選ヲ防ケス

第十四條 役員ハ相當ノ理由ナクシテ辭任スル事ヲ得ス

第十五條 本組合ハ毎年三月及十月ノ二回定期總會ヲ開クモノトス
但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十六條 總會ニ於テ決議ス可キ事項左ノ如シ
一、役員ノ選舉
二、年度内實行事業ノ計畫
三、收支豫算勞作料金器具機械ノ貸與料金償却積立金
四、規約ノ變更
五、其他重要ナル事項

第十七條 總會ハ過半數以上ノ出席ヲ要シ出席者ノ過半數ヲ以テ決議ス

第十八條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トス
第十九條 本組合ハ餘剰金ヲ以テ償却金及基本財産ノ積立ヲナスモノトス
第二十條 本組合ハ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ解散スルヲ得ス

第二十一條 本組合員ニシテ本組合ヲ脱會スル場合出資金ハ之ヲ返還スルモ其他ハ之ヲ返還分配セサルモノトス

第二十二條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ付クルモノトス

- 一、組合員名簿
- 二、作業日誌
- 三、會計ニ關スル帳簿
- 四、組合沿革

第二十三條 組合員ハ本規約ヲ遵守シ之ガ實行ヲ誓約スル爲メ署名捺印スルモノトス

共同耕作施行細則

- 一、共同耕作地を五反歩以上の小耕作區に分ち收穫時の作業を便ならしむる爲め小耕作區に同一の品種を栽培し且つ諸般の作業を統一せしむる事、
- 二、小耕作區の栽培管理は組合の協定に依り行ふものとす、
- 三、組合員組合の協定になる栽培管理に従ふこと能はざる場合は之を組合に申出て組合の承諾を受くべし、
- 四、組合員の承諾なくして組合の定むる栽培管理に違背する場合は之が共同耕作を拒否することあるべし、

可し、

- 五、組合は勞力配給簿を備付け其配合を均齊ならしむること、
- 六、組合は作業計畫書の出場人員日割に依り従業員の性能に従ひ作業部署を定め組合員に通報すべし、
- 七、組合員組合の賦加したる作業に従事する事能はざる場合は代人を定め其事由を組合に申出づべし、
- 八、組合員の賃金は左の歩合により之を計算す、

男五十五歳以上及二十歳以下	八〇
二十一歳以上五十五歳迄	一〇〇
女五十一歳以上及二十歳以下	六〇
二十一歳以上二十歳迄	八〇

但し作業の種類並に能率に依り多少の斟酌をなすことを得、

- 九、一作業に作業係長を定め作業に關する指揮を採らしむ、
- 十、作業係長は都合により作業計畫書に定めたる各人の部署を適宜變更することを得、
- 十一、出場者は作業計畫書に依り機械器具の點檢を行ひ所定の時間迄に指定の場所に集合し作業係長の指圖に従ひ作業に従事すべし、
- 十二、作業終了後は次回の使用に支障なき程度に機械器具の掃除並に修補をなし所定の位置に保管し

置くべし、

十三、種子の共同豫措作業

- (イ) 粃種子に對しては鹽水選を行ひ麥類に對しては風選並に浸湯種法を行ふ、
- (ロ) 組合に於て豫措作業を行ふべき種子は組合の採種圃に於て採收したる種子又は組合が共同購入配付を受けたる種子に限る、

但し組合に於て設備と時間の許す場合は此の限りに非らず、

- (ハ) 豫措作業に要する費用は之を種子代に加算し組合員に分賦負擔せしむ、

- (ニ) 前項但記に依る場合は種子量に應じ左の料金を徴收す、

鹽水選費 金 錢 但し一升を以て單位とし端數繰上、

浸湯種費 金 錢

十四、共同苗代作業

- (イ) 組合員より豫め苗所要量の申出をなさしめ苗代面積を定め適當の位置を選定し土地の整理をなし管理及び作業に便ならしむること、

- (ロ) 苗代播種すべき品種は組合に於て協定し苗代圖面を作製し苗代播種計畫をなし品種別に區劃を設け下種すべし、

但し組合員にして協定品種の蒔付を爲さんとする場合は組合の承諾を受くることを要す、

- (ハ) 組合は作業計畫書の順序により其の耕地の準備作業を完成し置くこと、

- (ニ) 耕種方法に關しては本縣農事試驗場並に本縣農會の定むる耕種標準に就き豫め之を協定し置く

こと、

- (ホ) 苗の分配は插秧前抽籤を以て配當位置を定め組合員の姓名を記したる建札を立つるものとす、

- (ヘ) 苗の數量は面積を以て算定す、

- (ト) 苗に過不足を生じたる場合は組合員相互に融通すること、

- (チ) 共同插秧によらざる場合は一定の期日内に任意に苗取を爲さしむること、

- (リ) 苗代跡地は組合に於て經營す、

- (ヌ) 苗代の經費は苗代の播坪によりて計算し組合に分賦負擔せしむ、

十五、插秧作業

- (イ) 插秧は縦横正條植にして採間距離を次の如く定む、

九寸—七寸の坪五十六株植

- (ロ) 小農區に栽培すべき品種は豫め關係栽培者間に於て協定し組合に届出づべし、

- (ハ) 插秧料金は反別に依り次の如く定む、

一金 錢 但當一反歩

(ロ) 插秧時に於ける組合員の賃金は男女の別なく年齢によりて左の歩合によりて計算す。

十七歳—五十歳 一〇〇

十四歳以下 五〇〇

其他 八〇

(ハ) 組合員は組合の作業計畫書に依り插秧開始豫定時限迄に湛水に至る插秧の豫備作業を完うし置くべし。

但組合に於て共同作業として整理を爲す場合は此の限りに非らず、

十六、水稻除草作業

(イ) 組合に於て行ふ除草作業は次の方法に依る、

第一回除草 第二回除草

第三回除草 第四回除草

(ロ) 除草料金は反別に依り次の如く定む、

金 錢 但し當一反歩

但し組合の制定せる插秧に據らざる場合は反別並に一坪株數によりて之が料金を定む、

(ハ) 推肥糞稈並に柴草を肥料として施す場合は充分腐熟したるものを用ひ然らざる場合は充分に細切し除草作業に障礙を及さざるを旨とす可し。

但し第四回除草後又は特に組合に於て其施用を許可したる場合は此の限りに非らず、

十七、收納作業

(イ) 本組合に於て行ふ收納作業は刈倒より堆積迄の作業を包含し組合員の申出により組合員之を行ふ、

ふ、

(ロ) 作業料金は栽植の方法並に束數に據りて次の如く定む、

稻 一反歩 金 錢

小麥 同 金 錢

裸麥 同 金 錢

(ハ) 稻麥の結束は脱穀作業に便ならしむる爲め一束の大きさを次の如くし繩結緒を以て之を結束す、

稻 徑 寸

小麥 同 寸

裸麥 同 寸

(ニ) 推積の位置は組合の指示に従ひ其方法は作業方法書の方式に従ふ可し、

(ホ)作業の順序は組合に於て之を定む、

十八、脱穀作業

(イ)組合に於て行ふ脱穀作業は堆積後の扱落より扱落種實の排除運搬並に藁稈の堆積に至る迄の作業を包含す、

(ロ)脱穀作業料金は作物の種類並に收穫高に依り次の如く定む、

稻	金	錢	玄米一俵當
裸麥	金	錢	種定一俵當
小麥	金	錢	同

(ハ)脱穀作業施行の順序は組合に於て之を定む、

十九、粃摺作業

(イ)組合に於て行ふ粃摺作業は粃摺より調製升量に至る作業を包含す、

但し粃殼稈等取片附は之を含まず、

(ロ)料金粃摺調製せる玄米の數量に依りて之を次の如く定む、

金二十錢 但し玄米一俵當り、

(ハ)一回の粃摺數量は玄米二十俵以上たるを要す、

但し糯米又は作業の都合上玄米二十俵以上に達する能はざる事情ある場合は其旨を組合に具申し豫め承認を受け置く可し、

(ニ)粃摺作業を受けんとする場合は其の前日組合に申出づ可し、

(ホ)同日の粃摺數量にして實數を超過したる場合は最大能率を發揮し得ると信ずる方法により申告を取捨し作業順位を定む、

但し前日作業の選に漏れたるものは次日必ず之を行ふ、

(ヘ)組合は組合員よりの申告により作業順序並に開始豫定時限を定め之を組合員に通知す、

(ト)組合員にして組合員より通告を受けたる場合は定刻迄に組合の示せる必要材料の準備を完了し置く可し、

二十、麥作除草中耕作業

(イ)組合の共同麥作除草中耕作業は次の二形式に限定し組合員の申出により組合之を行ふ、

甲 形式 直接、

乙 形式 甲形式中耕作業料金は播種の形式並に反別に依り次に定むる料金を徴收す、

甲 形式 金 錢

乙 形式 金 錢

二十一、插秧準備作業

(イ)組合の共同插秧準備作業は次の形式に限定し組合員の申出により之を行ふ、

- 甲 形式 (休閒地の整地施肥)
- 乙 形式 (甲形式麥作地の整地施肥)
- 丙 形式 (乙形式麥播種地の整地施肥)
- 甲 形式ノ一 (甲形式の整地のみ)
- 乙 形式ノ一 (乙形式の 同)
- 丙 形式ノ一 (丙形式の 同)

(ロ)本作業の料金は作業の形式並に反別により次の料金を徴収す、

- 甲、 金 錢 但し一反歩當り
- 乙、 金 錢 同
- 丙、 金 錢 同
- 甲ノ一金 錢 同
- 乙ノ一金 錢 同
- 丙ノ一金 錢 同

(ハ)組合は組合員の申出により適當と信ずる順位を定む、
二十二、精白作業

(イ)組合の精白作業料金は次の如し、

- 一、精米(粳) 壹俵 金二十錢
- 一、同(糯) 同 同
- 一、精麥 同 同

(ロ)精白作業は一定の場所に於て行ふ、
但し特別の場合は此の限りにあらず、

(ハ)組合に於て精白作業を爲す場合糠碎米等の如き副生産物は組合更に返却す、
二十三、大豆粕削作業

(イ)大豆粕削作業は組合の定むる場所に於て行ふ、
但し特別の場合は此の限りにあらず、
(ロ)組合の大豆粕削作業は次の如し、
一金五錢 但し一枚當り

二十四、揚水作業

(イ)組合は組合員の希望により揚水作業を行ふ、

(ロ) 組合員にして組合の共同揚水作業に加入せんとする場合は組合は組合成立の當初に於て左の事項を組合に届出づべし、

灌漑田圃の位置、灌漑の時季、揚水高、灌漑面積、保水時間、

(ハ) 揚水作業料金は灌漑田の面積揚水高保水力等により一期間の作業金を定む、

二十五、規定第九條による器具機械の貸出料金を次の如く定む、

但し貸出時間は五時間を単位とし端数は之を繰上く、

一、發動機關 金 錢

一、揚水機 金 錢

一、大豆粕削機 金 錢

一、脱穀機 金 錢

二十六、規定第十條に據る請負作業料金を次の如く定む、

一、稻扱作業 金三圓 但し一反歩當

一、籾摺作業 金十五錢 同 玄米一俵當

一、麥扱作業 金 錢 同

一、精米作業(粳) 金貳拾五錢 同一俵當、

一、同 (糯) 金參拾錢 同

一、大豆粕削 金五錢 同一枚當

一、揚水作業(三尺以内) 金 錢 同一反當

二十七、肥料の共同購入

本組合は左記に據る肥料の共同購入を行ふ、

(イ) 肥料購入時季は五月及十月の二回とす、

但し組合員の半數以上の同意を以て購入方の請求ありたる場合は隨時之を行ふものとす、

(ロ) 組合員は其の希望する種類別數量を四月又は九月中に組合長に申出づるものとす、但し前項但し書によりて行ふ場合は組合長適宜之を定む、

(ハ) 組合員は共同購入を爲したる肥料價格につき異議を稱ふることを得ず、但し申込み數量は絶対に之を引受くるの義務あるものとす、

(ニ) 肥料代金並に購入手数料金は組合長の指定したる期限内に必ず納付するを要す、萬一指定期限内に納付せざる者ある時は金百圓につき日歩三錢の割合を以つて延滞利息を徴收するものとす、

(ホ) 組合は共同購入をなしたる肥料に對しては左記により手数料を徴收す、

各種肥料共十貫に付金 錢

但し大豆粕(玉)は一枚に付金 錢
石灰窒素は一罐に付 金 錢

(へ)組合の公益上組合員外の者と雖も共同購入参加の希望ある場合は相當の手續料金を徴收し之が購入斡旋をなすものとす。

(ト)前二項に該當する手續料金は其の都度組合長之を定む、

二十八、米麥の共同販賣

本組合は組合員の生産したる米麥又は之を精白したるものに付左記により共同販賣を行ふ、

(イ)組合の生産したる米麥は組合の手を経るに非ざれば之を他に賣却することを得ず、

但し特別の事情ある場合は此の限りにあらず、此の場合には組合長の承認を受くることを要す、

(ロ)組合員は生産終りたる時は直に其の販賣し得る等級別員數を組合に報告すへし、

(ハ)組合員は何時にても月を指定して賣却方を組合に請求することを得、

(ニ)組合は組合員より前項の申出ありたる時は之を取纏め毎月廿日之が賣却斡旋を行ふものとす、

但し賣却數寡少なる時は販賣を中止することあるべし、

(ホ)賣却價格並に方法は之を組合に一任し且つ其の決定價格に對し異議を稱ふことを得ず、

(ヘ)組合は賣却後別に定むる販賣斡旋手續料金を控除したる金額は直に本人に交附す、

(ト)組合員にして米にありては九月二十日麥にありては翌年五月二十日迄に賣却方の申出て無き時は組合は價格の如何に不係米にありては五月二十二日殘存米麥は之を全部賣却し成算をなすものとす
但し組合員多數の意見により賣却月日を一ヶ月以内延長することを得、

其二、吉田農業共同經營組合

一、概 況

一、名 稱 吉田農業共同經營組合

一、所在地 岡山縣上道郡雄神村大字西隆寺字吉田

一、加入者數 自作者五戸、自作兼小作者六戸、小作者二戸、合計十二戸、

一、耕作面積 田 十一町九反八畝二十七步
畑 二反七畝二十六步

一、設 立 大正十二年四月一日

上道郡雄神村は西隆寺町より約一里、主として米麥作行はれ、尙梨の産地として知らる。本組合が目的とする所は(イ)農法の改良、(ロ)改良農具の應用、(ハ)肥料の共同購入、(ニ)生産物品質の改善(ホ)生産物販賣方法の改善、(ヘ)餘剩勞力の利用其の他に於て、組合員各自の所有地並に借入地を利用して各自の勞力を提供して作業に従事するものである。大正十二年度に於て組合が耕作せる反別は

田十一町九反七畝二十七步、畑二反八畝二十六步、果樹園一町九反二畝八步であり、組合に於て實際
實行する共同作業の種類は次の如くである。

一、稻 作

イ、苗代作業 ロ、插秧作業 ハ、除草作業 ニ、螟虫驅除 ホ、收穫 ヘ、調製 ト、株種

二、麥 作

イ、播種作業 ロ、收穫作業 ハ、調製作業 ニ、採種作業

三、果 樹

病蟲害驅除豫防藥劑の調製及撒布

四、其 他

イ、精白 ロ、餘力の利用

更に組合が目的とする所は(一)米麥の栽培及收納作業、(ニ)米麥の精白及共同販賣、(三)肥料の配合
及粉碎並に共同購入、(四)水稻苗代經營、(五)請負作業、(六)種苗家具農具等の共同購入等である。
現在組合が共有せる財産を擧ぐれば次の如くである。

發 動 機 二 馬 力 一 臺

唐 箕 渡 邊 式 一 臺

揚 水 機

一 臺

二、労働賃銀

共同作業に於ける労働賃銀は作業の種類に依りて不同であるが、大凡男女の性に依り計算率を區別
し大體の標準を男一〇、女八として居る。此の標準は各人の作業能率の如何に依りて多少參酌せらる
ゝ事となつて居る。而して最も勞力を要すべき插秧等の場合に於ては、各自の能力に従ひ作業に配置
せられる、而して男女の賃銀率の計算の如きも何等科學的の根據に依るものではなくて、例ば病後其
他の事故に依りて成年男子にして女子に劣れる能率となれるものある場合に於ては、組合員自身に於
て豫め組合に申出て他の安易なる作業に就くのである。尙女子と雖插秧等に於ては各自競争心に驅ら
れて成年男子同様の能率のものあるを以て斯る場合は組合員の意嚮に依りて、男子と同率を以て計算
する事として居る。

三、労働時間と労働調査

労働時間に對しては農繁期に於けると農閑期に於けるとにて大なる相違を生ずるを以て、豫め之等
に對して規定しては居るが、其の實行に於ては家事の事情其他種々なる原因の爲め、一樣且つ嚴格に

此の外組合員負擔計算表を組合に備付け、此の中に(イ)組合員負擔基礎別(耕作反別)に表はしたる組合用費及び(ロ)之を組合員別に集計したる表とを舉示する事として居る。

吉田農業共同經營組合同規約

第一條 本組合は吉田農業共同經營組合ト稱シ事務所ヲ大字西隆寺一二八九番地ニ置ク

第二條 本組合ノ組合員ハ雄神村西隆寺吉田部落内ニ住居スル農業者ヲ以テ組織シ其ノ共同ノ力ニヨリテ農業經營ヲ行ヒ組内農業ノ改善利益ノ増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一、農法ノ改良
- 二、改良農具 應用
- 三、肥料ノ共同購入
- 四、生産物品質ノ改善
- 五、生産物販賣方法ノ改善
- 六、餘剩勞力ノ利用
- 七、其ノ他

第四條 本組合ノ事業種類施行方法ハ總會ニ於テ決議スルモノトス

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組合長一名 二、副組合長一名
- 三、幹事 若干名

第六條 組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル時ハ之ヲ代理ス

幹事ハ組合長ヲ輔ケ組合事務ヲ分掌ス

第七條 役員ノ任期ハ二ケ年トス

役員ハ相當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第八條 本組合ハ毎年四月及十月二回定期總會ヲ開クモノトス但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第九條 總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

- 一 役員選舉
- 一 年度内事業計劃並ニ事業成績報告
- 一 組合豫算決算
- 一 規約ノ變更

一其ノ他

第十條 總會ハ三分ノ二以上出席ノ上過半數ヲ以テ決議ス

第十一條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ付クルモノトス

一、組合員及其ノ家族ノ名簿

二、組合員別耕作段別臺帳

三、農業共營方法書

四、日誌

五、會計ニ關スル帳簿

第十二條 組合員ハ本規約ヲ遵守シ之カ實行ヲ誓約スル爲メ署名捺印スルモノトス

第十三條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ分賦收入ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二、共同經營

其一、諏訪原新田共榮組合

一、名 稱 諏訪原新田共榮組合

一、場 所 愛知縣東春日井郡志段味村大字中志段味

一、參加戸數 地主一戸、耕作者十九戸

一、經營面積 田十八町步

一、設 立 大正十二年

一、概 況

本共同經營は地主一戸、耕作者十九戸の間に親睦協和を目的として設立されたものであつて、組合員は凡て組合員たる地主山田家の小作人たりし者のみを以て成立して居る。本組合が目的遂行の爲めに行ふ事業は(イ)農事の共同經營、(ロ)基金の蓄積、(ハ)講習講話會の開設、(ニ)相互救濟事業、(ホ)農事視察員の派遣、(ヘ)其の他必要なる事項等である。

共同經營に於て其の要素たる土地は組合が地主より借入れ、借地代は組合に於て負擔し、その管理耕作等は凡て組合及び組合員に於て之を爲す事として居る。而して經營に直接必要なる建物、農具土地改良に要する資金等の負擔方法は組合と地主間に於て左の如く協定して居る。

(一)地主の負擔に屬すべきもの

イ、肥料

ロ、建物の新設費

ハ、農具中組合並に組合員の負擔し得ざる大農具、動力用農具の如きもの、新設費

ニ、其他經營上特に必要なりと地主に於て認めたる設備費

(一)組合に於て負擔すべきもの

イ、經營上に要する消耗品

ロ、農具建物の修繕費

ハ、經營に要する勞力一切

ニ、地主に於て負擔せざる小農具

(三)其他地主組合側の何れに屬すべき負擔なるや明瞭ならざる費用は總て地主に於て其の六割、組合に於て其の四割を負擔するものとす、

一、利益分配方法

農場の收穫物、若くは收穫物賣却代金等の利益分配方法は、總額の十分の六を地主に於て取得し、十分の四を組合の取得に歸せしめて居る。

而して本經營に於ける設作物の種類は總て稻作のみにして、大正十二年度に於ける分配の實況は次の如くである。

(一)地主の取得

品名	數	量	金額	摘要
玄米	一八四	石	六、六二七、五二八	一石三十六圓替
屑米	九、三九〇		一四〇、八五〇	一升二十五錢替
シイナ	七、八〇〇		一九、五〇〇	一斗二十五錢替
葉	九七、二〇〇		四八六、〇〇〇	一把五厘替
計	二九八、四八八		七、二七三、八七八	

(二)組合側の所得

品名	數	量	金額	摘要
玄米	一二二	石	四、四一八、三五二	一石三十六圓替
屑米	六、二六〇		九三、九〇〇	一升二十五錢替
シイナ	一五、六〇〇		三九、〇〇〇	一斗二十五錢替
葉	六四、八〇〇		三二四、〇〇〇	一把五厘替
計	二〇九、三九二		四、八七五、二五二	

以上の分配方法は各品目毎に總て先の分配率に依つて地主及び組合双方が取得する事となつて居る。

三、勞力の提供と勞働能率

勞力は總て組合員より提供する事は本組合設立の際に於て既に定めたる處である。而して之等に對する勞働能率の計算は凡て男、女の性に依つて區別し、通常男一〇、女八の割合にて計算し少年の場合は二日を以て男一日の勞働に換算して居るが、個人に依り能力の差異ある者は作業の種類に依り組合員の協定に依つて其の割合を自由に變更する事として居る。

四、勞働賃銀と出勤時間

組合員の勞働賃銀は組合が地主との間に契約せる如く、組合は地主と分益したるものを更に組合員各自に配分する事として居る。而して此の配分方法は凡て組合員の共同耕作に出勤せる勞力に依つて按分する方法を採用して居る。大正十二年度に於ける分配は總て現物を以て爲して居るが、出勤延人員二、六九一。二三人に對する分配利益は換算して四千八百七十五圓二十五錢二厘なるを以て、前者を以て後者を除する時は一人當り一圓八十錢五厘強となり、是即ち出勤日數に對する農業勞働日當に該當するものである。

今參考として大正十二年度に於ける全組合員十九戸及び地主側出役一戸の出勤者數を舉示すれば次の如くである。

各戸出勤者實數

- 一五一・一三 (耕作側一戸一年間の出役合計)
- 一〇〇・三七 (同)
- 一九五・二一 (同)
- 二二九・七〇 (同)
- 九七・八八 (同)
- 一七三・八六 (同)
- 一七三・八六 (同)
- 一四九・七九 (同)
- 二三二・六九 (同)
- 一八八・一〇 (同)
- 一七一・九八 (同)
- 一五一・〇四 (同)
- 二九・五四 (同)
- 一三四・三六 (同)

一六二・七二(同)
 一一九・八八(同)
 一四五・八九(同)
 一五九・二五(同)
 一〇・六四(同)
 八七・二〇(地主側同)

計 二六九一・二三

右を組合員戸數二十戸を以て除する時は一戸當平均一三四・五五人の勞働提供となる。従つて一人當の賃銀一圓八十錢五厘とする時は一戸當勞働收入二百五十三圓〇一錢となる。

耕作者の出勤時間は作業の種類に依つて異なるが、大體の標準を日出より日没迄とし、勞働時間は十二時間を限度としてこの超過に對しては歩増の制度を採用して居る。

諏訪原新田共榮組規約

第一條 本組合ハ親睦協和ヲ旨トシ協力一致以テ相互ノ福利ヲ増進シ共存共榮ノ實ヲ揚クルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ諏訪原新田共榮組合ト稱シ事務所ヲ志段味村大字中志段味九十六番戸ニ置ク

第三條 組合員タルモノハ諏訪原新田地主山田家小作人ニシテ諏訪原新田地内ニ居住スルモノニ限ル

但シ特別ノ事情アルモノハ此ノ限リニ非ス

第四條 第一條ノ目的ヲ達セシカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、農事ノ共同經營
 - 二、基金ノ蓄積
 - 三、講習講和會ノ開設
 - 四、相互救濟事業
 - 五、農事視察員ノ派遣
 - 六、其ノ他必要ナル事項
- 第五條 事業執行上ニ關スル細則ハ役員會ニ於テ別ニ定ム
- 第六條 本組合存立期間ヲ拾ケ年トス
- 第七條 本組合經費ハ總テ組合員ノ負擔トス
- 第八條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 組合長一名、幹事二名、事業係若干名

第九條 組合長ハ組合員ヨリ地主カ推薦ヲナシ、幹事、事業係ハ組合長之ヲ委託ス

第十條 役員ノ任期ハ組合長ニアリテハ五年、幹事、事業係ニアリテハ壹年トス

第十一條 役員ハ總テ名譽職トシ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ給スル事ヲ得

第十二條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ統理シ幹事ハ組合長ヲ補佐シ事業係ハ組合長ノ命

ヲ受ケ各分擔事務ヲ司ルモノトス

第十三條 本組合ハ毎年二日定期總會ヲ開キ前年度事業報告、本年度事業計劃其ノ他組合一切ノ状態

ヲ報告スルモノトス

臨時總會ハ必要ニ應シ隨時開會ス

第十四條 役員會ハ必要ニ應シ開會シ組合一切ノ事件ニ付決議シ地主ノ協賛ヲ經テ執行スル事ヲ得

但シ全役員ノ三分ノ二以上出席スルニ非レハ開會スル事ヲ得ス

第十六條 役員會ノ決議ハ出席シタル役員ノ過半數ヲ以テ決ス

可否同數ナル時ハ組合長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 組合長ハ緊急己ヲ得サル場合ハ役員會ノ決議ヲ經ス直ニ地主ノ協賛ヲ經テ事件ヲ處理スル

事ヲ得

第十七條 本組合ハ顧問ヲ推戴スル事ヲ得

第十八條 新ニ組合員タラントスルモノ若クハ脫退セントスル者ハ役員會ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス

第十九條 脫退セントスル者若クハ除名サレタル組合員ハ基金其ノ他組合財産ニ付其ノ配當ヲ請求ス

ル事ヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ規約ヲ遵守セス組合事業ヲ妨害シ若クハ組合ノ體面ヲ汚損スル等組合ニ對シ

誠意ナシト認ムルモノハ役員會ノ決議ヲ以テ除名ス

第二十一條 本規約ヲ變更セントスル時ハ總會ヲ開キ組合員三分ノ二以上ノ同意アル事ヲ要ス

第二十二條 本組合員ハ本規約ヲ遵守シ其ノ實行ヲ誓約スル爲メ左ニ署名捺印スルモノトス

其二、蘇東機械農場

一、名 稱 蘇東機械農場

一、場 所 愛知縣中島郡起町

一、參加戶數 地主五戶

一、經營面積 田 十一町六反三畝步
畑 六畝二步

一、設 立 大正十二年

一、經營の概況

本共同經營は地主五名の共同出資により、蘇東耕地整理組合に於て耕地整理を爲せる土地について共同經營をなすものである。起町地方一帯の耕地は殆ど蘇東耕地整理組合の管理下にあるを以て、前記地主等は共同經營に要する土地を耕地整理組合より借入るゝの形式とし、農場經營の資金一萬圓は之等地主の共同出資に依り勞力は附近農村より臨時に雇入る方法を取つて居る。遇々大正十二年に至り縣產業部に於て指定農場設置の計劃あるに及び五千圓を補助せらるゝに至つた。

本組合に於ける經營の概況は次の通りである(大正十二年度現在)。

(イ) 土地	
種目	面積
田	一、一六、三〇〇
畑	〇、六二〇
宅地	二、五〇〇
計	一、一九、四二〇

(ロ) 建築物	
---------	--

種目	棟數	坪數	建築費	摘要
事務所及農夫舍	一	三〇、〇	一、七〇〇、〇〇	事務所六坪、農夫舍九坪、休憩室九坪庇及内椽六坪
農夫舍及農具置場	一	一八、〇	八〇〇、〇〇	農夫舍十三坪半、農具置場四坪半、
收納舍	一	六一、〇	二、八〇〇、〇〇	作業場二十四坪貯藏室十六坪、庇二十一坪
牛舍	一	七、五	三〇〇、〇〇	未建築
計	四	一一六、五	五、六〇〇、〇〇	

(ハ) 農具			
種目	員數	價格	摘要
シマ一五馬力自動耕耘機	一	一、九五〇、〇〇	名古屋南區熱田動力農具
ウキッテ三馬力石油發動機	一	四七五、〇〇	同
旭式二人用脱穀機	一	一四一、〇〇	同製作
同 碾磨精選機	一	一七六、〇〇	同
同 精米機二號	一	一七〇、〇〇	同取次
尾上式大豆粕粉碎機二號	一	二三七、〇〇	同
三馬力電動機	一	—	芝浦製東邦電力名古屋支店借入
牛耕具一式	二組	四六、五〇〇	中島郡朝日村玉野製作
牛糞切機	一	一〇、〇〇	—
牛車	一	一五九、〇九	—

荷車	一	四〇、〇〇	動力農具普及會取次
久田式大形唐箕	一	二九、〇〇	同
久田式萬石籠	一	一九、五〇	同
旭式稻田中耕機大	五	三二、五〇	同會製作
同並	一〇	六〇、〇〇	同
旭式整地除草機	一〇	四五、〇〇	同
大正式回轉除草機	六	一七、〇〇	鳥取縣米子大正農具株式會社製
畜力除草機	一	五〇、〇〇	本縣立農事試驗場製作
粗磨用ゴム臼	一組	二一、五〇	名古屋市愛知町牧野藤井惣五郎製作
移動車	一	一三、五〇	當場製作
耕作用器具	一四	六六、二五	備中鋏、木鋏等
施肥用器具	六	一一、五〇	ホーク、肥桶、畚等
除草用器具	九	八、七五	レーキ、萬能、八反取等
挿秧用器具	九	七、七二	田植定木、苗籠等
收納用器具	一二二四	三二六、一一	藁、布袋、稻架材料等
雜具	四七	三八、二五	鋸錠等
動力農具傳動裝置	一切	二五四、五七	傳動ニ對スル器具一切及基礎工事材料据人夫等一切ヲ含ム
計	一三五三點	四、四〇五、七四〇	

(二) 家畜

種目	一 具	頭 數	價 格	摘 要
牛	一		二六〇、〇〇 ^円	但馬種牡五才

二、労働者雇入法方と賃銀

農業労働者の雇入は通常附近の農村部落より雇入る、事とせるも、地主のみの共同經營に對する反感より勞力の補給に對しては常に困却しつつある模様である。従つて之が雇入に對しては各作業毎に各地に奔走し殊に農繁期たる田植期に於ては挿秧中と雖も各地を奔走して募集に努めざるを得ざる状態にあるとさへ云はれて居る。従つて當農場に於ては常雇二人を雇傭し、之等の勞力補給に利用して居る。之等雇傭者に對する賃銀は各作業に依り異なるが、挿秧時最も高く、除草時之に次ぎ秋の收穫時最も安價の状態にある。而して之等に對する賃銀の標準は挿秧時男二圓四十錢、女一圓六十錢、除草時男一圓八十錢、女一圓二十錢、收穫時男一圓七十錢、女一圓二十錢であつて、常雇は一ヶ年を通じて平均一圓五十五錢、而して牛耕は臨時雇平均十四圓内外、常雇四圓であるが、年々の勞働關係によつて多少の異同を生じ、大正十二年度に於ては左記の額を支拂つて居る。

作業別に依る賃銀 (常雇臨時雇男女の平均)

作業種別	賃銀
苗代作業一切 一人一日當り	一、五五
本田耕地一切 牛耕	八、九三
本田施肥	二、二六
田植	二、五五
内譯苗取	一、六七
苗運搬	一、九九
插秧	三、一五
浮苗手入	二、八〇
殘苗處理	〇、七四
除草	一、六二
刈取	一、四五
扱落	一、六六
糶調製	一、二八
糶乾燥	一、三八

調製	賃銀
調製	一、三四
雜役	二、〇六
内譯灌溉	一、七三
害蟲驅除	一、七四
畦畔草刈	一、三七
稗切取	一、三七
藁片付其他	一、五九
精米	一、五五

三、事業成績の概要

本組合は其の設立の日猶淺きを以て成績は未だ充分とは云ひ難い。殊に大正十二年度は此の地方に於て夏期未曾有の大雨があつたのと、木曾川の出水に依る農場唯一の灌溉用水たる宮田用水の破壊の爲め、之が開鑿に多大の勞費と日子とを費し、灌溉水の引用に頗る勞力を費したるとに依り充分なる成績を挙げ得なかつたと稱して居る。

今組合が發表する各作業別に依り勞力所要量は次の通りである(大正十二年度)。

作業種別	定農夫		臨時		反當員數
	男	女	男	女	
苗代・作業一切	八、六〇	四九、四〇	一、七五	〇、五〇	〇、五〇
本田整地一切	三一、二五	三七、〇五	五五、四〇	〇、五八七	〇、五八七
本田施肥	四、〇〇	二〇、八〇	〇、二一〇	〇、二一〇	〇、二一〇
田	六、二五	一一六、八〇	四八、四五	一、五三〇	一、五三〇
内譯苗	六、〇〇	九、七五	一、七五		
苗運搬		六、三〇			
挿秧		九三、五五			
浮苗手入		六、七〇			
殘苗處理	〇、二五	〇、五〇	二、二〇		
除草	二一、九二	三三五、五〇	一四七、一〇	四、三三〇	四、三三〇
刈取	一八、六四	一〇〇、六四	一〇一、七八	一、九〇〇	一、九〇〇
扱落	二九、四五	一〇九、二三		一、一九〇	一、一九〇
叔製	一四、七九	一、四三	五四、九〇	〇、六一〇	〇、六一〇
叔調	四七、九八	二二、九七	五七、六五	一、一〇〇	一、一〇〇
調製	二六、四三		一六、九八	〇、三七〇	〇、三七〇
雜役	八二、七一	一一四、三八	一一一、四七	二、六五〇	二、六五〇
内譯灌漑	二五、三〇	七一、八〇			

精計	臨時		摘	要
	男	女		
害虫驅除	八、一八	一〇、七六	六三、九〇	
畦畔草刈	三三、四〇		三二、四〇	
種切取	九、五〇		六、三〇	
藁片付其他	六、三三	三一、八二	八、八七	
米	一〇、〇〇			
計	三〇二、〇二	九〇八、二〇	五四五、二八	一五、〇九

更に之等の勞力の各月別に依る配給状態を示せば次表の通りになる。

月次	四月		五月		旬	定農夫	臨時		反當員數	摘	要
	上	中	下	上			中	下			
旬	上	中	下	上	中	下	男	女			
定農夫											
臨時											
反當員數											
摘											
要											

種別	作付反別	總生産高	反當生産高	摘	要
三河錦	一六、九一 ^反	三五、六〇〇	二、一〇一 ^石		<p>農場中最モ瘠地ニ栽培シタルヲ以テ生育良好ナラズ 挿秧當時害虫ノ發生多ク爲メニ一部減收ヲ招キタ 比較的肥沃ノ地ニ栽培シ生育佳良ナリシモ一部汚 水流入ノ爲メ收穫皆無トナレリ</p> <p>土地埋立ノ爲メ從來ノ桑園其他雜作畑 藁ハ自家用一町九反餘歩ヲ除キ他ハ全部反別ニテ 賣却セルヲ以テ特ニ數量ヲ掲ゲズ</p>
畿内剛力	一七、〇一二	四〇、八〇〇	二、三九四		
京都旭	一七、九二五	四四、七二〇	二、四八七		
神力普通田	五六、三一 ^一	一三五、六四〇	二、四〇八		
神力土取跡	八、〇〇〇	一四、四〇〇	一、八〇〇		
枇葉碎米	一一六、三〇〇	五、五七五	二、三三二		

種別	數量	單價	計金	摘	要
玄米	一一一、一六 ^石	三六、二五〇 ^円	四、〇二九、五五〇 ^円	玄米百六十石精白搗減四石	
白米	一五六、〇〇	三八、五〇〇	六、〇〇六、〇〇〇	圃場生産ノモノ	
枇碎米	五、五七五	五、〇〇〇	二七、八七五	精白ニヨル生産	
碎米	一、六〇〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	五町歩ハ反二圓四町七反ハ反二圓三十錢一町九反 三畝ハ反四圓	

四、餘剩勞力の利用

本共同經營に於て稻作生産中最も多額の費用を占むるものは勞力なるを以て、之が節約は頗る緊要なる處である。普通愛知縣に於ては反當十八人乃至二十四人を要するに對し、大正十二年度に於て本經營は反當一五・〇九人を要するに過ぎざる状態である。それ故若しも先に述べたるが如き生産上種々の故障なき場合には更に一層勞力の節約を爲し得べく、従つて之等の勞力配分調節の方法有效なる時は、更に餘剩の勞力を生じ、將來之等の勞力の利用如何は經營上に重要なる關係を有するに至るであらう。本經營に於ても之等の點に就ては當事者は常に最深の注意を拂ひつゝある所で、一面に於ては勞力補給の困難があり、更に勞力の配合に關しては生産上に現はるゝ繁閑の關係と機械の應用とによりて著しき緩急の別を生ずる結果、その調和を如何にして良好ならしめ經營上に効果を擧ぐべきかに就ては相當の考慮を拂はなければならぬ所である。

殊に本經營が稻作の生産に重きを置きつゝある關係上より將來勞力の有效なる利用は最も必要な事

米	一俵五斗入精米ニヨル生産	五二、二〇〇
畑作	拔取乾燥後畑ニテ賣却	一二、〇〇〇
畑作大根	一畝歩四圓五十錢ノ割	三〇、〇〇〇

で、仍て組合はその利用方法として藁に依る加工品の製造若くは精白米作業並に之が販賣に應用せんとするの計畫を立て、居る。

其二、安城新田双葉土地利用組合

- 一、名稱 有限責任安城新田双葉土地利用組合
- 一、所在地 愛知縣碧海郡安城町大字安城字辨天前十八番地
- 一、加人者數 土地提供者三十九名、勞力提供者十七名
- 一、經營面積 田十二町一段二十六步、畑三町步
- 一、設立大正十二年五月

一、成因

有限責任安城新田双葉土地利用組合は十五、六年前に愛知縣安城町の青年等十七、八名に依りて設立せられた双葉會なる文學研究會に其の端を發して居る。その動機は大正十年十月此の地方に於て雹害を蒙り稲作の被害甚しく、例年の收穫反當平均二石二斗乃至二石四斗なるものも漸く二斗位の收穫に過ぎず、小作人等の地主に對する減額要求の急にして爭議を生ずるに至り、小作人等は耕地を返還

して都市に出づる者漸く多くなるに至つた關係上、當時双葉會の人々によつて占められて居た安城町信用、購賣組合幹部等が發起となり、大正十二年五月本組合を設立するに至つた。時恰も縣産業部に於て模範農場設置の計劃あり、仍て補助費五千圓を給せらるゝに至つた。

一、組織の概要

本組合は産業組合法に依りて設立されたもので、地主、自作、小作の各階級を組合員とし、土地の借入 其他農業に必要な建物及農具を組合に於て設備し、之等を組合員に利用せしめて農業經營に於ける操作の凡てを組合員に於て爲さんとするものである。現在組合に土地を提供せる地主三十九人外に勞務提供者十七人である。而して地主より組合が借入れたる土地に對しては組合は從來の小作料を納附し、勞力提供者に對しては勞賃を支給して居る。組合出資に對する一口の金額五十圓、第一回拂込金額は一口に付き十圓であつて、募集額二萬圓に對し大正十二年度末に於ける拂込額は二千圓に及んで居る。

三、組合の設備

本組合に於て設備せる主なるものは次の如くである。

(イ) 土地
 田 一、二一、〇二六
 畑 三、〇〇六
 宅地 〇、七〇〇
 山林 〇、五一〇
 計 一、二五、三一〇

(ロ) 建物

種 目	棟 數	坪 數	價 格
事務所及農夫舍	一	三二、〇〇〇坪	九一〇、〇〇〇
收納舍	一	五五、〇〇〇	二、四九五、三〇〇
鷄舍	一	六、〇〇〇	一五三、五〇〇
牛舍	一	六、二五〇	二五二、二〇〇
計	四	九九、二五〇	三、八一、〇〇〇

(ハ) 農具

種 目	員 數	價 格	摘 要
石油機關	一	四八〇、〇〇〇 <small>円</small>	ウキツテ三馬力
脱穀機	一	一三五、〇〇〇	愛知縣立農事試驗場考案動力機二人用
耕耘機	一	一、九六五、六八〇	瑞西製シーマー號五馬力附屬品附
移動車	一	六三、〇〇〇	動力機農具据付台運搬用
移調製機	一	一六六、五〇〇	動力機、土臼(徑二尺二寸)昇降機付
動力農具附屬品	一	二一、二七〇	ベルト其他
牛車	一	一六〇、〇〇〇	運搬用
牛犁	二	一四、〇〇〇	伊奈式兩鋤用
馬鞍	二	二〇、〇〇〇	木製二、鐵製一、
牛鞍	三	六、〇〇〇	
肩木	一	五、〇〇〇	
鐘木	二	三、〇〇〇	
押切木	一	三、〇〇〇	
飼料桶	二	二、〇〇〇	
飼料箱	二	七、〇〇〇	
牛車用木箱	一	七、〇〇〇	
雜具	五	五、〇〇〇	曳綱、金櫛アラシ等

合計	其	金	斧	唐	ス	長	シ	其	繩	製	其	土	脱
	他	鋤		鋏	コ	ノ	ト	他	卷	繩	他	白	穀
		簾			ッ	籠			器	機	雜		器
	五種	一	一	一	三	四	一	九種	一	一	八	一	四
	四、二六〇、三四〇	七、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	四、八〇〇	八、〇〇〇	一四、〇〇〇	一一、〇五〇	三、三〇〇	六三、〇五〇	一三、〇〇〇	八六、〇〇〇
									長柄鍬金槌其他	原式附屬品付	級摺用替へ白ニ使用	シート式二ダイヤモンド式一永知式一	

四、勞力の提供と勞働賃銀

本組合に於て使用する勞力は總て組合員及其の家族の勞働であつて、本組合に土地を提供せる地主と雖も、組合に於て爲す作業の種類に従ひ等しく勞働に従事しつゝある。大正十二年度に於て土地提

供者たる地主は三十九人、勞力提供者たる小作人は十七人である。

而して組合員たる小作人中には、他の地主より土地の借入を爲して耕作に従事せるものもあり、之等の人々は單に勞力を提供し、組合より勞賃を得るのである。而して勞働能力の計算は凡て男女の性別に依つて男一〇、女八の計算率を以てし、各人の能力に従ひ取格按配するが、其の勞働賃銀は各作業別に依つて豫め此の附近の農業勞働賃銀を參酌して決定する。

組合が組合員たる勞務の提供者に支拂ふ賃銀は、他の一般の個人經營に於ける賃銀よりは低き模様であるが、組合員たるの理由により又地主も俱に勞務の提供者たり得る等の理由により、經營上反つて良好なる結果を得つゝありといふ。大正十二年度に於て組合が組合員に支拂つた賃銀は次の如くである。

作業別に依る勞働賃銀表 (大正十二年度) 組合發表

稻作人夫賃	一日一人	一圓六十六錢
同牛賃	農場牛一日雇入牛	二圓五十錢
陸稻人夫賃	一日一人	一圓三十八錢五厘
桑園人夫賃	同	一圓三十三錢
土當歸人夫賃	同	一圓四十四錢

麥人夫賃	同	一圓三十三錢
西瓜人夫賃	同	一圓四十錢(夜警賣出共)
大根人夫賃	同	一圓十三錢六厘
動力人夫賃	同	一圓三十三錢
麥作人夫賃	同	一圓三十錢
紫雲英其他人夫賃	同	一圓三十三錢
測量人夫賃	同	一圓五十錢
雜役人夫賃	同	一圓三十三錢

組合の勞銀支拂額は以上の如くであり、一般より二三十錢低き實情にあるが、一面組合員は經營上に於ける共同作業の利便により又管理の理想實現に對する組合員各自の興味等により組合員の精神的結合を促し、組合員をして之等の勞賃に對しても不平を起さしむる事なく、極めて圓滿に行はれつゝありといはれ、反つて本組合に於て協定せる勞賃が此の地方の賃銀の標準と爲るに至り、更に組合員たらんとして申込を爲すもの増加するに至つたと組合は發表して居る。尙組合が勞働者に對する賃銀支拂は各月末に於て爲す事とし、之等は出勤日數、能力等を參酌して支拂ふ事として居る。

五、出勤時間並に休養

出勤時間に就いては作業の種類並に四季の別に依り豫め組合に於て決定して居るが、作業の行程と組合員各自の家事上の都合とに依り、現在嚴格には行はれ難く、其の實行は猶不充分なる状態にある之等は只單に日出より日没迄と規定し作業並に時期に依りて臨機の處置を取つて居るに過ぎない。休憩時間に關しては午前中若干時正午に於て一時間を與へて居る。

六、常務員に對する手當

本組合の農場經營に對しては縣より特に技師を派遣して其の指導に當らしめつゝあるが、其他畜舎の世話人として雇傭せる者がある。之等の常務員に對しては組合より手當を給與する規定として居る。大正十二年度に於て之等の常務員に支拂ひたる手當は六百十五圓五十一錢餘に上つて居る。

七、事業成績の概略

本組合は其の設立日尙淺くして事業に對する諸般の設備整はざる爲め作業上に不便もあり充分なる成績を擧げ得なかつた點もあると組合當事者は云つて居る。殊に農具の適當なるもの少き爲め、所要

勞力も豫定以上に増加を來し、又一般に作況の稍々不良なりし爲め收量減じたる上、組合が土地借入に際して不得已地主に對し支出を爲したる分より豫期の成績を擧げ得なかつたといふ。今各作業別に依る大正十二年度に於ける所要勞力を示せば次の如くである。

(イ) 苗代田(用地四段歩)

作業種別	總員數	摘	要
耕起	二、〇〇	用地四反歩一日二反歩半耕播代八百二十坪	
馬掛	一、〇〇	一日四反歩半耕	
馬返	二、〇〇	一日二反歩半耕	
畦掛	一、〇〇	一日四反歩半耕	
畦塗	七、五〇	一日凡ソ六十間任上	
整地	一五、四〇	一日凡ソ五十坪	
施肥	一、〇〇	一日凡ソ二百坪播下ス	
播種	四、〇〇	稲種浸種及播種後ノ灌排水等管理一切	
害虫驅除	二、〇〇	苗代中牛六日ヲ使用セリ	
管理及雜務	六、三九		
計	男四二、二九 女六、〇〇		

(ロ) 本田(用地十一町六反七畝二十六歩)

作業種別	總員數	反當員數	摘	要
耕起	二七、〇〇	〇、三六〇	半耕地約七町五反歩一日三反歩前後	
馬掛	一三、〇〇	〇、一七三	同日六反歩前後	
馬返	二一、五〇	〇、二八六	同三反五畝前後	
馬掛	一、二〇	〇、一六〇	同日七反歩前後	
馬掛	牛雇 五日	〇、一六〇	人耕約二反歩一日七畝歩	
二番耕	三、三〇	一、六五〇	同日七畝歩前後	
二番耕	三、〇〇	一、五〇〇	同日七畝歩前後	
二番耕	二、〇〇	一、〇〇〇	同日一反歩位	
耕起	五、〇〇	〇、六二五	トラクタ一耕起約八反歩	
耕起	五、〇〇	〇、六二五	人力ヲ以テ殘リヲ起ス	
トラクタ一耕起手直シ	五、〇〇	〇、六二五	人耕凡ソ四反五畝歩一日凡ソ二畝歩	
桑園跡地株掘及打起	二二、五〇	五、〇〇〇	半耕二町七反歩一日約三反歩	
麥收穫跡及苗代田耕起	牛雇 九、二〇	一、四〇七	半耕十一町歩余一日凡ソ七反位	
代掻	一六、〇〇	〇、二九一	人耕六反六畝餘歩一日二反歩	
代掻	三、〇〇	〇、九二三	農場全部ニ亘リ一部分宛點々修理ス	
畦修理	二四、七〇	〇、四二三	農場全部	
畦刈	女二〇、五〇	〇、二二八	農場全部	
計	男一六七、二〇〇 女二〇、五〇〇 牛九八、七〇〇	三、四六四	半耕、人耕、トラクタ一耕起農場全部ノ平均農場半ハ算入セズ	

(ハ) 挿秧(用地十一町六段七畝二十六歩)

作業種別	職員數		反當員數	摘	要
	男	女			
苗取	女五二、四〇〇		〇、四四〇	一日凡十七八歩	
田植	男三八、二〇〇 女八四、〇〇〇		一、〇四三	苗運、配苗並ニ植付準備一日一反三四畝歩位	
浮苗整理	女一〇、〇〇〇		〇、〇九七	一日凡一町歩内外	
計	男三八、二〇〇 女一四五、四〇〇		一、五七三		

現在機械の使用に就ては組合員の知識の不足と使用法に不熟練なるの結果、未だ充分の能力を發揮するを得ず、此等の機械の使用に依る勞力の節約に就ては未だ豫期の効果を擧げ得ない状態にあると

尙大正十二年度に於ける各月別に依る勞力配給狀況は次の通りである。

月次	旬	所		要		勞力		摘	要
		牛	男	女	計				
四月	上	九、〇〇	一〇、〇〇		一九、〇〇	苗代田耕起及馬肥掛起等			
	中	一〇、〇〇	二〇、〇〇		三〇、〇〇	本田耕起及馬肥掛起等			
五月	上	一四、〇〇	二六、八〇		三六、八〇	本田耕起馬肥掛起及田返及畦塗本田人力耕起種浸種等			
	中	一五、〇〇	二八、四〇		四二、四〇	苗代整地播種本田馬肥掛起等			
計		四三、〇〇	四三、〇〇		五八、〇〇	人力キザミ本田肥掛起等			

本田耕起及馬肥掛起等
本田耕起馬肥掛起及田返及畦塗本田人力耕起種浸種等
苗代整地播種本田馬肥掛起等
人力キザミ本田肥掛起等
二番返シ馬肥掛起苗代管理本田畦修理等

月次	旬	所		要		勞力		摘	要
		牛	男	女	計				
六月	上	一四、〇〇	三六、〇〇		五〇、〇〇	麥跡耕起桑園跡株打起二番			
	中	一四、〇〇	九三、二九		一五一、七九	翻返石灰撒布等			
七月	上	五、七〇	五五、〇〇		一五〇、〇〇	耕起苗取田植施肥トラクタ			
	中		二三、二〇		六九、三〇	掛代播種取田植施用代播三番返浮苗整理等			
八月	上		五三、三〇		五三、三〇	同上			
	中		六二、八二		六二、八二	一番中耕除草水廻			
九月	上		三三、二〇		七二、四〇	二番除草及害虫驅除水廻			
	中		五四、〇四		八四、三六	三番除草水廻			
十月	上		六二、七〇		一七二、六九	四番除草水廻			
	中		二七、九三		二三五、三九	四番除草水廻			
十一月	上		九、〇〇		一六、三〇	畦草刈稗切水廻			
	中		九、〇〇		二七、九〇	畦草刈稗切水廻			
計			一四、五〇		二四、五〇	乾草設備雜草			

乾草設備雜草
愛知早生三河錦刈取乾燥場小屋掛等
三河錦愛知早生脫穀榮神力刈取及乾草等
榮神力脱穀及稻架掛取乾燥榮調製剛力種刈取
脱穀乾燥粉摺調製處分俵裝等

計	十二月			一月			二月			三月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
一一一、七〇												
九五三、八七												
七五二、〇一												
一一、八一七、五八												
六六、〇〇												
五九、〇〇												
三九、一〇												
四一、四四												
一六、七四												
一九、〇〇												
七、〇〇												
二二、〇〇												
二一、〇〇												
一六、〇〇												
二五、一四												
一一、〇〇												
一、〇〇												
一五、三〇												
一七、一〇												
三七、〇〇												
四三、〇〇												

十一月下旬ニ同上

同上

同上十三年度麥蒔田耕起播種

七シモ記載省略

乾燥糶摺調製俵裝穗切處分米

運搬等

同上

小作米納入其他農具整理等一切

十三年度苗代耕起麥作中耕等

行ヒシモ記載省略

以下ノ作業ハ十三年度分及耕地整理雇スル故記載省略ス

大正十二年度に於ける稲作の生産は一部虫害を蒙りたる結果、多少不成績に終つたといふ。

稲作生産高（大正十二年度）

種別	作付	反別	總生産高	反當生産高	摘	要
愛知早生	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	挿秧後一部虫害ヲ受ケ幾分ノ被害アリ	

種別	作付	反別	總生産高	反當生産高	摘	要
三河錦	三一、五二四	六三、一六〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	大體良好ナリシモ一部成熟不良ノ個所アリ	
榮神力	二七、六〇八	六一、二四〇	二、三〇〇	二、三〇〇	生育可良ナリシモ生熟不良ノ所アリ	
幾内剛力	二八、七二六	六六、一九四	二、三四五	二、三四五	螟蛉ノ蝕害ヲ蒙リタルモ土用入後ニ於テ大ニ恢復セリ	
神計力	二六、七二八	六二、八四七	二、二〇四	二、二〇四	生育良好ニシテ成熟ノ狀況可ナリ	
藥計	一一六、七二六	二五七、四四一	二、二〇四	二、二〇四	平均見積反五圓五十錢	
屑米及小米	一一六、七二六	一一六、七八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	見積價格七十二圓八十三錢	
同	同	四、〇八七	〇、三五〇	〇、三五〇	見積價格三十八圓五十錢	
同	同	一、二八五	一、一〇〇	一、一〇〇	見積價格五十五圓八十七錢	
同	同	一八四、三八〇	一、六〇〇	一、六〇〇		

之等の生産物は凡て組合に於て販賣し、大正十二年度に於ては石三十五圓替を以て取引されたるを以て合計九、〇一〇、四三五の収入を得たと發表して居る。

有限責任安城新田双葉土地利用組合定款(抜抄)

第一章 總則

- 第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 一、組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
- 第六條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ住居シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル

第八條 本組合ノ財産ニ付組合員ノ有スル持分ハ其拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第二章 出資及積立金

第十條 出資一口ノ金額ハ金五拾圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金拾圓トス

第十三條 組合員カ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル

過怠金ヲ徵集ス

第十四條 本組合ハ出資總額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツル
モノトス

第三章 機關

第十八條 本組合ニ理事六名、監事三名ヲ置ク理事ハ組合長一名、專務理事二名ヲ互選ス組合長ハ事
務ヲ總理シ組合ヲ代表ス專務理事ハ事業ヲ主掌シ組合長事故アルトキ之レニ代ル

第十九條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス

第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回四月之レヲ開ク

第二十九條 本組合ニ書記若干名、技術員若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ

283606

承ケ庶務ニ從事ス技術員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ技術ニ從事ス

第四章 事業執行

第三十條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十一條 本組合ニ於テ組合員ニ利用セシムヘキ設備左ノ如シ

- 一、農業用土地 農業用人夫 耕耘機 畜牛脫穀機 糶摺機 穀物乾燥機 技術員

二、其他總會ノ決議ヲ經タル設備

第三十二條 前條ノ設備利用ニ關スル規程ハ總會ニ於テ之レヲ定ム

第三十三條 組合員カ組合ノ設備ヲ利用シタルトキハ總會ニ於テ定メタル利用料ヲ仕拂フコトヲ要ス

第三十四條 前條ノ利用料ハ利用ヲ終リタル後一ケ月以内ニ之レヲ仕拂フコトヲ要ス

組合員前條ノ仕拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其仕拂フヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ

徵收ス

第三十五條 組合員カ設備ヲ故意又ハ過失ニヨリ破壊又ハ毀損シタルトキハ之ニ對スル損害ハ組合員

ノ負擔トス

第五章 剩餘金處分及損失填補

(第三十六條三十七條省略)

第六章 加入及脫退

(第三十八條乃至第四十五條省略)

第七章 組合ノ解散

(第四十六條省略)

第八章

(第四十七條省略)



大正十三年十二月十日印刷
大正十三年十二月十二日發行

非賣品

東京市芝公園六號地

財團法人協調會

編輯者兼
淺井榮清

東京市小石川區西古川町二五番地

印刷者
渡邊一郎

東京市小石川區西古川町二五番地

印刷所
中外印刷株式會社





